

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (2) (16. 4 定)			
日 時	平成 1 6 年 1 2 月 1 0 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 2 5 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	秋山委員長、成田副委員長、大橋・大畠・吹田・小前・前田・ 大竹・佐々木(勝)・新谷・古沢・佐藤 各委員		
説 明 員	市長、助役、収入役、教育長、水道局長、総務・財政・経済・市 民・福祉・環境・建設・港湾・教育各部長、小樽病院事務局長、 保健所長、消防長、建設部参事 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 <div style="margin-left: 40px;"> 委員長 署名員 署名員 </div> <div style="text-align: right; margin-right: 40px;"> 書 記 </div>			

～ 会議の概要～

委員長

開会に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。昨日の選挙におきまして、委員各位のご支持をいただき、委員長に就任させていただきました秋山です。もとより微力ではありますが、副委員長ともども、公正にして円滑な委員会運営のため最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位をはじめ、市長、理事者の皆様のご協力を切にお願いいたします。なお、副委員長には成田委員が選出されておりますことを報告いたします。

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、大畠委員、佐々木勝利委員をご指名いたします。

昨日開催された理事会におきまして、別紙お手元に配布のとおり、審査日程が決定いたしましたことを報告いたします。

委員の交代がありますので、お知らせします。高橋委員が佐藤委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、市民クラブ、れいめいの会の順といたします。

共産党。

新谷委員

少人数学級について

初めに、教育委員会に尋ねます。

小学校適正配置の関係で聞きます。学校教育法施行規則において、標準学級が12学級から18学級だとしておりますが、この資料を見ますと、花園小学校は統廃合後も9学級になっております。これはどのようになるのでしょうか。これまでは、こういう学級が確保されないと活力ある学校ができないというふうに聞いたのですけれども、これはどういうふうに説明されるのでしょうか。

(教育)京谷主幹

確かに花園小学校の場合はそういった形になっておりますけれども、我々は新1年生において2学級を確保することが大前提でございまして、今回の計画の中に、1年生以外はそういった少人数学級という、非常にそういう学級をつくるというような結果が出てまいりますけれども、それを新1年生が逐次2学級を確保することによりまして、6年後には2学級編制になるというふうに判断しました。

新谷委員

今の説明ではわかりません。新1年生だけが2学級になればいいようなふうに受け止められるのですけれども、そうなのですか。

(教育)京谷主幹

私どもの今回の計画につきましては、新1年生2学級を標準とするということをベースといたしまして練ってございまして、そういった関係では、今言うように、結果的にはそういう1年生以外は標準学級を下回る結果になりますけれども、新1年生につきましては、先ほども答弁いたしましたように2学級を確保していくという考え方でございます。

新谷委員

それでは説得力に欠けます。この11学級以下9学級の学校はどうかということで聞いているのですから。この表を見ましても、花園小は新1年生が41人です。ところが、教育委員会は、通学区域についても弾力的に対応し

たいということで、これがもし1人減って40人になった場合も、前教育長は40人にならなくても1年生は2クラスにするとしたのですけれども、そのとおりですか。

(教育)京谷主幹

確かに前回の地域説明会の中では、40人ぎりぎりのところにつきましては、少なくとも2学級を確保するよう努力してまいりたいというような趣旨で発言はしてございますけれども、今回もし仮に40人を切るようなことがあれば、やはりそういった形での、道教委が進めてございます新1年生における35人学級の制度ですとか、そういったものを道教委の方にお願いをしていきたいというふうに考えております。

新谷委員

それは違うのではないですか。35人学級というのは71人以上いなくてはだめなのです。そうしたらどうするのですか。

教育部川原次長

道教委が行っております少人数学級ということで、35人学級でございますけれども、今年度から本格的に実施をするということで、ただいま委員からご質問がございましたように新1年生で2学級以上で、そして平均35人を超える場合には1学級プラスという形でございます。これを今年度道教委がスタートしてございまして、今後どういった方向になるのかというのはまだ現在見えていませんけれども、その辺につきましても、私どもも強く要請していきたいというふうに考えてございます。

それと、例えば40人になったらどうするのかということでございますけれども、今後の推移を見なければ何ともいえない部分でございますけれども、その推移を見る中でそういった状況になりましたら、私ども道教委と協議をしていきたいというふうに考えてございます。

新谷委員

今まで言ってきたことから後退していますよね。必ずそうしますということと言ってきたのですから、それが教員確保が担保される形で言ってきたと思うのです。代表質問でも言いましたけれども、TT加配だって弾力的な運用ができるなんてことになったわけですから、これは約束どおりそうしなかったら、やはり保護者の皆さんにだってそういうふうに説明してきたし、議会でも答弁してきたのですから。私たちはこの計画には反対だけれども、仮に実施になったとしても、こういうことをきちんとやっていかなければならないのではないのですか。教育長、いかがですか。

教育長

何度も話しますが、今度の計画案は18年度以降の新1年生から2クラスになるよう、出生数を基に計画したものでありますから、現段階では2クラスがキープできるものと考えてございます。あくまでも出生数を基に現段階で計画したものでありますから、今後、委員がおっしゃいますように出入りが予想されますが、その児童数の推移、それを見極め、もし40人を切るようでしたら、道教委とじゅうぶんに協議してまいりたいと思います。

なお、ご指摘のように、高島小学校の5年生でありますとか、花園小学校の4年生が80人でありまして40人ということで、2クラス、1クラスになってございますが、現行の規則が続くようであれば、私どもといたしましては1クラスに2人の教師が入るような形でありますとか、何よりも皆さん同様、35人学級になるように働きかけてまいりたいというふうに考えてございます。

新谷委員

それで、市教委は、事あるたびに1学年1学級では切さたく磨ができないのだというふうに言ってきたのですけれども、この統廃合後の学級数を見ても1学年1クラスの学校があります。花園小、潮見台小、これらはどう説明するのですか。

(教育)京谷主幹

やはり先ほど来申し上げていますように、1年生以外はそういった結果が出ていると思うのですけれども、今、教育長答弁の中に、新1年生が2クラスを確保するという内容になってございますので、結果的には1年生以外はそういった1学級、確かにご指摘の点ではございます。しかしながら、先ほど来話しましたように、やはり1年生2学級を確保することにより、今後それがずっと確保されてまいりますと、6年後には2クラス編制になるというふうには理解してございます。

新谷委員

それはあくまでも自分の主観であって、具体的な数字に裏づけられていないのです。子どもの数が減っていくから統廃合をしていくというわけでしょう。実際にどんどん子どもが減るから、5年、6年たったら、またこの学級数が維持できるかどうかはまだわからないし、減っているのですから、維持できないと思います。そうしたら、今の答弁というのはおかしいのではないのでしょうか。

(教育)京谷主幹

これから児童数が減少していくというのは事実でございます。そういった中で、我々も今とりあえず5年、18年から22年までの数値で計画を立てたわけでございますけれども、今後やはりそういった児童数が減少する傾向をじゅうぶん見極めながら、小学校の適正配置を検討していかなければならないものと考えてございます。

新谷委員

それはそういうふうにござつたら、ずっともうほぼ永久にそういうことをしていかなければならないということですよ。それに伴う児童の負担、それから学校の教員だって、手宮小では40人学級ならやっつけられませんかよと、こういうふうに言っていました。ですから、今の教育のやり方と逆行しているのです。今は学校規模というより学級規模、これが少人数。

教育長、この間、私も代表質問しましたけれども、日本教育学会の研究発表がありますよね。それについていろいろと勉強していると思いますので、聞かせていただきたいのですけれども、どういう結果が出されていますか。

教育長

はっきり数字的に押さえてございませませんが、人数は20数名が適切であるですとか、そういったことを述べてあるというふうに承知してございますが、私どもとしては集団の物の考え方としまして、学習場面の集団と生活における集団の生徒の数はまた違うのだという、そういう学者の考え方も聞いてございまして、今、新谷委員がおっしゃったのは、学習面での考え方だというふうに私は押さえてございます。

そういうことで、その数につきましては明確には私記憶にございませませんが、先日委員がおっしゃったことについては、間違いなく私も承知しているところでございます。

新谷委員

日本教育学会の学校・学級編制に関する研究委員会という、これが発表したところによりますと、学習面だけではなくて生活面にも表れているわけです。生徒が少ない方がいらしている児童が多くないです。それから人間関係が、先生もわかりやすいと、さまざまな研究発表で、学習面及び生活面できちんと少ない方がいいと出ているのです。それで、代表質問では少人数学級、少人数教育と、そういうことでやっていきたいということの答弁でしたけれども、この校長のアンケートですけれども、規模の縮小か条件変更かと、こういう問いに対して、条件変更よりも規模の縮小、学習離れの防止、基礎学力の定着。それで規模の縮小の方が小学校も中学校もいいと、校長がこういうふうにおっしゃっているのです。こういう結果が出ているわけです。

先日、新聞にも日本の高校生は学力が落ちていっていると、そういう結果も出されましたけれども、それであればなおさらこの少人数でやっていくということも大事なのです。そういうときに、先ほどは40人学級に対してはきちんと手だてをしたいということでしたけれども、少ない方がいいわけですよ。小規模校の方が目が行き届くと、そう

いう結果も出ているわけですから、やはりそれは学校の規模というよりも学級規模、これを考えなければいけませんよね。そうではないでしょうか。

(教育)指導室長

今、学習指導の在りようについては少人数の方がいいのではないかという委員の論の展開であったかと思いますが、学習というのはさまざまな場面がございます。例えば音楽における器楽の合奏や合唱、それから体育におけます例えば集団によるマ스ゲーム、そういうものになりますと、またこれは規模によって、大きな人数の中で学習を展開することによって得る大きな意味もあるというふうに受け止めております。また、例えば一、二年生の場合ですと、話し合いといいますが、隣にいる子どもと2人とかという形の話合いの中で深めていくと。ただし、高学年や中学生になりますと、非常に論理的、筋道を立てた思考をしていく場合にさまざまな意見を闘わせていくという場合には、ある程度の人数の集団があって、その中で話し合いということがあろうかと思えます。

したがって、学習の目的や内容に応じながら、適切に集団の規模をコントロールしていきながら、学習を組み立てていくということが、今の教育の一つの大きな流れになっているのではないかというふうに考えてございます。

新谷委員

そういうのもわかります。けれども、これはきちんとした研究発表がされているわけですから、そこら辺をもう少し考えていただきたいと思えますし、ではそういうふうに言ったら、その1学年1学級のところをどうするのだということになるのではないですか。そういう矛盾をはらんだ計画なのです。ですから、これについては今後も聞いていきます。今日はほかにもありますので、この程度にしておきますけれども、こういうこともきちんとこういうふうにしますよ、40人になったところはどうしますよ、いろいろな制度の活用がありますよ、そういうことできちんと提示していかなかったら、父母の方は納得するわけがないし、だいたい現場の教員の声は何も反映されていません。手宮小学校で聞いたきり、賛成なのか反対なのかわからないですよ。たぶん一度にたくさん編入してこられたら、とてもではないけれども、1人の教員ではやっていけないと思えます。自分がそういう立場だったらそうだと思うのです。ですから、これは本当に矛盾に満ちた計画であるということがはっきりしてきたのではないかと思います。今日はこの辺で質問を終えたいと思えます。また続きをやりますので、よろしく願います。

市民会館などの減免制度について

それでは、使用料のことについて聞きます。減免制度ですが、代表質問で市民会館などの専用使用で、文化団体協議会に加盟する団体が行う催物とか、市内の文化団体・サークルが利用する場合、減免するというふうに、そういう考えという答弁でしたが、これらの団体・サークルの数というのはどのくらいあるのでしょうか。そしてまた、どのくらい割引するのでしょうか。

(市民)市民会館長

減免制度についてのお尋ねでございますけれども、まず小樽市文化団体協議会の加盟団体でございます。これは現在62団体と、そういうふうには押さえています。それから、減免する割合でございますけれども、小樽市文化団体協議会、これに対しては一応使用料等の10パーセント減、それを新たに設定していきたいと、このように考えております。それから、市内の文化団体の関係でございますけれども、こちらについては文化団体協議会に加盟していないいろいろなサークルだとか文化団体がございますけれども、そういったところに対しては、これはあくまでも準備・リハーサルのための利用に関して50パーセントの適用をしていくということで考えているところでございます。

新谷委員

今答えたので全部ですか。

(市民)市民会館長

ただいまの適用でございますけれども、市民会館、また市民センター、それから公会堂と、これで各施設の統一化を図って、この3館について適用してまいりたいと。

新谷委員

それで、文化団体、サークルにも減免するということでしたけれども、これは人数の制限はあるのですか。考えていますか。

(市民)市民会館長

特に人数の規定というものはございません。ただ、一応我々はサークルと。一般的に何名何名とございましょうけれども、一応複数でそういった文化活動をやっているならば、そういったものを適用していきたいと、このように考えております。

新谷委員

その複数の場合、複数といっても2人からいろいろたくさんありますよね。その場になって、いや、二、三人だからだめだとか、ほかの入場料、入館料もありますよね。それも何人以上とかとある程度目安があると思うのですけれども、そのときになってサークルだからいいと言ったのではないとか、いや何人以上いなければだめだとかと、そういうもめる原因にもなるので、やはりある程度の目安というのが必要ではないかと思うのですけれども、複数でいいのでしょうか。

(市民)市民会館長

ただいまのご質問でございますけれども、市民会館の場合、個人利用でなくホールを利用するという考え方に立っております。ですから、例えば2人のいわゆる合唱といいますが、コーラスといいますが、そういった部分も発表したいと。そういった部分もやはり当然適用になるわけです。練習なりリハーサルとかという。そういう形で個人単位の利用でないということなので、ご理解願えるのではないかなと思います。

新谷委員

市民会館の利用促進策について

それから次に、施設利用促進策も取り入れながら今回の使用料は改定したということですが、具体的にもう少し示してください。

(市民)市民会館長

市民会館の利用促進策についてのお尋ねでございます。これについては、もう市長の方から答弁しているところでございますけれども、市民会館の利用減少、これに歯止めをかけるという形で、市民部の重点課題として検討を進めてまいりました。しかも、その重点課題が小樽市の政策検討会議、そういったところで議論されまして、その中身は条例だとか、規則だとか、そういった使用料にかかわるという問題がございまして、今回の使用料の改正とちょっと一緒になってしまったということ、まずご理解願いたいと思います。

それで、利用促進策について説明します。一つは市民会館の現ホール、1,216名のキャパを512席で利用できる、そういった中規模利用できる料金設定をいたしました。これは大規模利用の1,216席分の料金から見れば、6割程度の料金設定でございます。これが一つでございます。

二つ目は利用の少ない月、これを閑散期割引といたしまして、だいたいその月に利用された団体には10パーセント程度の割引を適用していきたいと思っております。これが二つ目でございます。

それから、三つ目でございます。市民会館の今の利用に際して、入場料を取って講演だとか催物をやる場所もでございます。これの規定の中で、市民会館501円から1,000円まで10割加算になっている。これは昭和38年にできましたので、その当時はそれでよかったと思いますが、これを廃止いたしまして1,001円から入場料金の割増し加算の設定を変更いたしました。これは既に条例案で示したとおり、それぞれのランク別の割増し方が出ていると思い

ます。

それから、四つ目は、今、新谷委員の方からご質問がございました、小樽市の文化団体協議会の加盟団体が開催する催物について10パーセント適用したと。

それから、最後になりますけれども、これから市民会館の中で自主事業をする場合に、本来は自主事業は可能なことになっている。しかし、平成12年以降、いわゆる財源がないなどで、自主事業そういったものはやってごさいません。そういった中でこれから予算を伴わない、小樽市内にいろいろと市民会館の大舞台で発表したい、また交流してみたい、そういった文化団体があると思います。そういった文化団体を対象として、市民会館がそれを取り入れ、自主事業として無料であるホールを使っただくと。そういった自主事業の開催ということも、一例としては考えております。

新谷委員

小・中・高校生の教育活動の使用料について

それから次、小・中・高校生の教育活動の使用料です。これは規則などで減免が打ち出されておりますけれども、使用料が上がりますと、例えば市民センター、市民会館で5割としても、実質の料金は上がるわけですね。ホールが上がりますから、5割といっても実質上がります。例えば、市民センターは3万2,000円が3万7,000円になるわけです。後で暖房料のことを話しますけれども、それも入れると実際1万1,200円も上がるわけです。これで半額といっても上がるわけですから、やはり教育活動の場合はもっと下げる、そういうふうには考えないのですか。

(市民)市民会館長

このたびの使用料の改定でございますけれども、もう既に財政部の方から説明があったとおり、今回、小樽市内のいろいろな施設で一斉に料金を改定する次第です。それで、今回ホールの関係でいえば主要10都市、それぞれホールを持っている都市がございます。その1席当たりの単価、そういった形の中で料金を席数で割って、1席当たりの単価が幾らなのかという形で料金を算定してございます。そういった点から考えまして、小樽市の今回の市民センターでいえば、3万2,000円が3万7,000円になったと。それで、この料金は、やはり道内主要都市の平均値だというようなとらえ方でございます。それで、各都市もいろいろな減免制度がございます。そして、おおむね教育関係だとか、いろいろな文化団体だとか、そういった減免はそれぞれまちまちでございますけれども、5割の減免というものは、やはりだいたい全道的な平均に倣っているのではないかと。ですから、確かに1万1,000円何がしが上がるということもございますけれども、総体的に市民センターであれば15パーセントぐらいの値上げといった部分をご負担願うわけですが、その点についてはご理解願いたいと、このように思うわけです。

新谷委員

この次もありますので、使用料のことは引き続き聞きたいと思っておりますけれども、今の教育活動の場合も全道的に調べたのですか。

(市民)市民会館長

先ほども申し上げましたけれども、全道の主要10都市、それについてはインターネットから規則を、また条例だとか、そういったものを検索できますので、それで一応私どもの方では調べております。

新谷委員

まだまだ聞きたいことがあります、この次に回します。

古沢委員

それでは、報告第1号にかかわって聞くのですが、台風18号にかかる災害復旧の予算に関連して尋ねたいと思います。

文化財保護条例について

まず最初に、道には文化財保護条例というのがありますが、その条例の目的、趣旨、内容、概要を説明してください。

(教育)生涯学習課長

北海道文化財保護条例の目的と内容でございますけれども、目的は第1条に掲げてございまして、北海道の区域内に存するもののうち、道にとって重要なものにつきまして、その保存及び活用のための必要な措置を講じまして、もって道民文化の向上に資するということが目的とされてございます。

次に、内容でございますけれども、北海道が指定してございます有形文化財あるいは無形文化財、有形民俗文化財、それから無形民俗文化財、そして史跡、名勝、天然記念物と、そういった指定のものにつきまして、その指定あるいは保護に関することがその中に定められてございます。

古沢委員

地域政策総合補助金制度について

条例内容については後ほどまた尋ねますが、今度は別です。道の補助金制度で各支庁単位で行っております地域政策総合補助金制度がありますが、その趣旨、事業内容について説明してください。

(総務)企画政策室東田主幹

地域政策総合補助金の趣旨及び事業内容でございますけれども、まず趣旨でございますが、地域みずからが選択して決定する地域完結型活性化策の促進を図るため、地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組まれる各種事業に対し、配当された予算の範囲内で支庁が補助金を交付するというものでございます。

事業内容でございますけれども、ハード系事業とソフト系事業に分かれてございまして、特にハード系事業につきましては、施設整備事業というのを主に置いております。また、ソフト事業につきましてはイベント等、読んで字のごとくソフト事業ということになっています。

古沢委員

文化財の災害復旧に係る補助について

台風18号にかかる災害復旧予算ですが、そのうち第1号にかかります公共施設等災害復旧費について約1億3,000万円ですが、財源内訳などを説明いただきたいと思えます。

(財政)財政課長

今回の災害復旧費約2億4,000万円のうち、ただいまのご質問は公共施設等の災害復旧費でございますので、1億3,266万9,000円の事業費でございます。その財源といたしましては保険料収入を2,579万円充てまして、そのほかに国庫負担金、道の補助金、合わせまして258万2,000円を充てまして、そのほかにつきましては市債を9,115万円充てまして、残り1,314万7,000円、これが一般財源になるわけでございますが、これにつきましては私どもが積み立てております備荒資金組合の積立金を充てたいと思えます。

古沢委員

市債の9,100万円というのは災害復旧事業債、起債充当率100パーセントの導入だと思っておりますが、これは交付税措置としてはどういうふうになりますか。

(財政)財政課長

今回の私どもが導入しようとしています災害復旧債は単独災害復旧債でございまして、公共土木施設、その他の施設ということでございますので、これについては小樽市の場合、元利償還金の47.5パーセントが交付税措置されると、こういうようになっております。

古沢委員

つまり9,115万円の47.5パーセントですから、国の持分として47.5パーセントというふうに考えれば、4,300万円ほどが国分ですから、市が今年度負担しなければいけないのは、その分を差し引いた4,700万円強ということになり

ます。そういう理解でよろしいですね。

(財政) 財政課長

計算はちょっとあれですが、考え方としてはそのとおりであります。

古沢委員

この災害復旧費の中に、主立った復旧工事が幾つか挙げられておりますが、その中でも特に大きいのは鯉御殿であります。鯉御殿にかかわるものについて、内訳を説明してください。

(財政) 財政課長

災害復旧費のうち鯉御殿分でございますが、一つには応急復旧費といたしまして、まず被災した後、本格復旧に時間がかかりますので、この冬を越せるようにする応急復旧として500万円。これにつきましては、財源としては災害復旧事業債を充てたいと思っております。このほかに本格的な復旧のために、設計等の委託も含めまして7,000万円を予定しておりまして、これにつきましては、財源としては保険料収入を2,300万円、残りにつきましては単独災害復旧債を充てたい、そのように考えております。

古沢委員

保険料収入が2,300万円ですから、7,500万円のうち大筋5,200万円、これが対象事業として、ちょっと雑ぱくになりますが、起債充当率100パーセントの復旧事業債を導入する。交付税の措置が47.5パーセントですから、掛けますと2,500万円弱。鯉御殿の予算内訳でいえば、市の持分といいですか、負担分といいですか、これはそうしますと5,200万円から差し引いて2,700万円強ということになると思いますが、それでよろしいですか。

(財政) 財政課長

借入れます災害復旧債の償還の元金分としては、市の持分、交付税措置を引きますと、今の計算になると思います。

古沢委員

それで、わかりやすく尋ねたいので、資料を提出しております。我が党提出の道指定文化財鯉御殿の災害復旧に係る補助等。今、尋ねたのは、提出しております資料の下段、今回分。今回というふうに書いて出したものであります。ただ、訂正していただきたいのですが、前回、平成3年に鯉御殿の補修工事が行われておりますが、小樽市分391万4,000円、これは実は保険金収入でありました。ですから、記載する欄が右側に一つずれます。道が391万4,000円、保険金収入が391万4,000円というふうになります。

そこで、教育委員会に尋ねます。この鯉御殿ですが、最初に伺った条例、道の文化財保護条例との関係でいえば文化財に指定されているのですが、その年度はいつですか。

(教育) 生涯学習課長

指定の年度でございますが昭和35年度、昭和35年5月31日でございます。

古沢委員

道の文化財保護条例の第10条をちょっと説明してください。

(教育) 生涯学習課長

第10条は管理又は修理の補助についてございまして、道指定有形文化財の管理又は修理につきまして多額の経費を要するもので、そしてさらに所有者がその負担に耐えない場合、予算の範囲内で補助金を交付することができるというふうになってございます。

古沢委員

提出した資料、前回平成3年、つまり文化財保護条例の第10条に基づいて予算の範囲内で、この場合でしたら50パーセント道費が導入されています。市の負担分は保険金で入っておりますから、平成3年度の場合でいいますと、実質、実負担ベースでいいますと、市は一般会計予算から持ち出す必要がなかったということになります。それで

は、なぜ先ほど伺った今回の鯨御殿の復旧財源に道費の補助金が導入されていないのでしょうか、その理由を聞かせてください。

(教育)生涯学習課長

今、お話にございました鯨御殿、過去に災害に遭って破損してございまして、そのときにも道から2分の1の補助を受けまして修理をしたという経過がございます。今回は第10条に基づいて補助していただくということで、当初道と協議に入ったわけでございますけれども、道がこの補助については補助要綱が定められていない、そしてまた、従前とは補助についての考え方が変わってきているというようなことがございまして、地域政策総合補助金、これとの整合性を図るという意味から、今回の災害につきましては災害復旧事業債の活用が示されたわけでございます。道補助につきましては、起債充当額の公表後の額の補助対象となっておりますので、この起債は充当率が100パーセントということでございますので、結果的に道の補助金が発生しないということになってまいりました。これは、道の財政課と道教委との協議に基づきまして、今回この判断をしたということでございます。

古沢委員

文化財保護条例第10条に基づく道の補助。平成に限っても道議会を通じて聞いてみましたけれども、当初の鯨御殿、それから函館市にある旧道庁函館支庁庁舎、それから松前町にある徳山大神宮、それから江差町にある姥神町の横山家、これらの指定文化財が道費補助を受けながら補修を行っています。道費の補助率は、25パーセントから50パーセントの範囲において行っているようであります。

そこで、今説明をいただいた地域政策総合補助金、この考え方による、整合性によるということなのだと思いますが、では財政課に伺いますが、まず今回の災害復旧事業債、一般の単独災害復旧事業というのはどういう内容のものがありますか。起債の充当率にも触れて説明してください。

(財政)財政課長

お尋ねの件でございますが、先ほど説明いたしました充当率100パーセントの公共土木施設及びその他の施設の災害がございます。そのほかに農林漁業施設の対象事業費の65パーセントの充当率となるものがございます。そのほかにこれは災害を復旧するというのではなくて、災害復旧に絡んで関連の工事をやる場合には、その対象事業費の3分の2の充当率、そういう起債制度がございます。

古沢委員

公共施設等の場合は起債充当率100パーセント。これは一般の起債事業と比較をしますと、特別の災害だからということで、国の財政支援策として、いわば手厚い充当率100パーセントという事業だと思うのです。一般的には、こういう100パーセント充当率というのはそうあることではないと思うのですが、いかがですか。

(財政)財政課長

補助事業を別にいたしまして、こういう単独事業であれば、100パーセント充当されるものは公営企業債、これは料金収入で償還していきますので、これについては100パーセントの充当でございますが、そのほか一般の単独事業であれば通常は75パーセントの充当率、これが基本だと思います。

古沢委員

先ほど教育委員会から答えていただきましたが、この補助金の交付要綱、道にあるわけではないのです。調べてみましたら、各支庁ごとに交付要綱はあるのです。その交付要綱のとおり説明いただいたのですが、つまり補助金の限度額及び補助率などについては、交付税措置のある地方債を利用する事業については、その地方債の額をまず充当されたとみなして、差し引いて残った分の2分の1、それが補助金として交付されるというふうなしくみ、算定方式のようです。

とすれば、伺いますが、実はその整合性との関係で100パーセントの充当率だから対象にならないと、補助金額は出てこないというふうにおっしゃった。では、農林漁業施設の復旧事業は、説明いただいたように充当率65パーセ

ントですから、残りの35パーセントは、整合性の名の下にこの地域政策総合補助金の対象になりますか。

(総務) 企画政策室東田主幹

農林漁業の場合についてですけれども、残りが35パーセントということであった場合にどうなるかということなのですが、道の方に確認いたしましたけれども、今回の災害復旧の場合については、それは対象にはならないということなのです。

古沢委員

地域政策総合補助金、その目的の説明を受けました。つまり、それからしても、こうした災害対策というのはそもそも枠外の話なのです。本来、整合性を図ってうんぬんかんぬんとする事業ではないのです。しかし、算定方式上だけは、あたかも整合性を図るかのようにして導入して、道の持分、持ち出し分が出ないという形になっているわけです。資料を見てください。実負担ベースで考えた場合に、国は100パーセント充当率、47.5パーセントの交付税で2,470万円。小樽市は2,730万円、保険金で2,300万円。道は1円も出さないでいいわけです。道の指定を受けている文化財ですよ。先ほど説明いただいた道の文化財保護条例第10条で、予算の範囲内という制約はありながら、補助金を出すことになっている事業なのに実はこうだと。これはたいへんおかしいと思うのですけれども、この交付要綱の中に、ハード系の対象事業として文化財保存整備事業というのがあります。ひっかけるとしたらこれかなと思って考えたのですが、そうでもない。災害復旧事業とは全く違うと。例えば20年、30年経過で、本格的にオーバーホールにかけよう、保存するために整備をしようと、そういうものを指すのだと思うのですが、そういう理解ではないですか。

(総務) 企画政策室東田主幹

委員のご指摘のとおりでございますけれども、補助対象事業という項目がございまして、その中に、主に改修事業につきましては、既存施設の増築や改築及び既存施設の機能に新しい機能を付加する場合、また構造を大きく変える場合などということでございますので、今おっしゃったとおりだとおもうふうに考えております。

古沢委員

今も言いましたけれども、けっきょく地域政策総合補助金との整合性を図る形で、道としては補助金等の交付については整理を図ってきていると。解きほぐしていくと、本来整合性なんて図られるような事業でないものまで取り込んで、計算式だけ当てはめて、道が支出すべき交付金、出さなくてもいいようないわば取扱要領、運用の変更程度のことだということふうに私は思うのです。そうした運用上の変更、取扱上の変更が条例規定を上回って整理をされる。こんなことが道の場といえど行われるのだとしたら、しかもそれによって、本来道から交付金、補助金を受けることができたかもしれない事業で、今見たように1円も出てこない。こんなことはもうどうい理解に苦しむのですが、どなたか見解を聞かせていただけますか。

財政部長

道にも事情がいろいろあるようでございまして、私ども財政サイドとしても、後志支庁を通じていろいろお願いをしたり、方法を探っていただけないかということで相当やった経過もございましたけれども、やはり残念ながら私どもの思うようにはいかなかったという結果になりそうであります。今、いろいろお話ございましたけれども、道としても非常に財政状況が厳しい中で、いろいろなことで話があったのだと思いますけれども、私どもとしては、以前にやはりこういう形で道の支援も受けてございますから、そういう点では極めて残念な結果になりそうだなというふうにとらえております。

古沢委員

先ほど、道議会の我が党の花岡議員を通じて聞き取った道費としての文化財の補助金の実績、その中に函館の旧北海道庁函館支庁庁舎で、火災による改修、補修という事業が行われています。ここには道費が25パーセントぐらいい出ていますね。ですから、取扱いとしては必ずしも2分の1ではなくて、25パーセントから50パーセントの範囲

で補助金として出ているというのが文化財保護条例第10条です。仮に予算の範囲といいますから、平成3年の2分の1、50パーセントといわないまでも、財政部長がおっしゃられたように道も大変ですから、しかも大変な災害ですから。しかし、道指定第1号の有形文化財です。これが大被害を受けたと。予算の範囲もあるから、25パーセントというふうにして仮に試算したとしても、道はおよそ実額負担でいえば1,300万円。これはやはり何としても出していただかなければいけないのではないかと。25パーセントとしてでもです。その場合でしたら、あと残りの分について災害対策債を導入しますから、47.5パーセントの交付税分が国の負担分だと考えれば1,800万円強、小樽市の負担分は2,000万円というふうになります。説明されていた補正予算の鯉御殿にかかわる市の負担分と考えますと、それだけでも700万円ぐらい違うわけです。何も無理を言っているのではなくて、筋に沿ってきちんとした扱いをしていただくということをもう一度改めて道と協議すべきではないかと、そういうふうに思うのですが、いかがですか。

財政部長

私どもだけのレベルではやはり限界がございますので、教育委員会と相談しまして、あれ以降、道の方にも情勢の変化がないのかどうか、そのあたりはまた当たってみる必要もあるかなと思います。

古沢委員

財政部長が改めてというふうに言いましたから、それでもなおかつ道がかたくなな態度をとる、つまり一銭も出さないぞと言った場合に、もう一つ、つまり地域政策総合補助金制度に取り込んでやってしまうということになれば、まとまった形で文化財を補修しなければいけない災害等に何の役にも立たない文化財保護条例だということになる。第10条の発動がないのですから。しかし、道は一銭もお金を出さないで、金額的な管理責任を負わないで、しかし管理・監督権だけはこの条例が生きているからということで、これから設計図面だとか、あれやこれやと道とやりとりをしないと事が進まないのではないですか。これは文化財保護条例との関係でそうなると思うのですが、教育委員会どうですか。

(教育)生涯学習課長

委員がおっしゃるとおりでございますので、そのあたりの管理・監督の部分で実際の補助のやり方というあたりを、先ほど財政部長の方からも、教育委員会とともに道と協議するという中で一緒に考えていきたいと思っております。

古沢委員

最後になります。それでもだめだとすれば、小樽市がこれまではある第1号道指定有形文化財であるにもかかわらず、観光施設などとして扱ってきたような扱い、これはやめましょう。文化財としてきちんと維持管理をしていくという位置づけを、所管がえも含めて見直しをかける。つまり観光事業の一環だなどというふうに置いているから、こういう問題が出てくる理由の一つも、それはないとは思いますが、しかし教育委員会として一本化してきちんと管理をしていくと、道指定の解除があってもいいと、自分たちでしっかり守っていくという立場を、この選択肢も含めて検討していただきたいと思いますと思うのですが、いかがですか。

教育部長

ただいまのお話ですけれども、これまでも今のお話は出ていました。一方では文化財という位置づけ、確かに重きをなす位置づけであります。そして、もう一方では、やはり観光スポット、エリアの中のそこでの雄大なスケールの建物ということで、両面をあくまでも有しております。お話がありましたように、私ども、まず最初の災害復旧の関係でございますけれども、これにつきましては、特に北海道教育委員会にも継続的に強く働きかけていく、これはもう申すまでもないことであります。もう一点の後の方のお話につきましては、これはやはり関係部とも話さなければなりませんし、両面の性格をいかにどう生かして、どういう形で、またさらなる展開ができるか、これについてはさらなる検討をさせていただきたいと、こう思っております。

古沢委員

念のためです。済みません。文化財であると同時に観光うんぬん、それらの施設は山ほどあるのではないですか。

文化財である博物館はどうか。観光スポット化していませんか。観光施設化していませんか。しかし、教育委員会はきちんと管理しているのではないですか。そういう形で文化財なら文化財として、鯉御殿もしっかり管理していこうではないか。それも選択肢の一つとして検討を進めていってほしいというふうに言ったのです。そのことをつけ加えて終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

吹田委員

フィブリノゲン製剤納入先医療機関名の公表について

まず、今回の定例会の中での議案ではないのですが、昨日、皆さんもご存じのように、フィブリノゲン製剤の関係で使用した医療機関名が出たのですけれども、今、C型肝炎という問題があってこういうものが出たのですけれども、まずこのC型肝炎ウイルス感染の問題、このことについて基本的な見方はどのようにしていったらいいのか。C型肝炎ウイルスにつきまして、聞きたいと思うのですが。

保健所長

C型肝炎というのは、ウイルス性肝炎の中で、今では一番多くて一番怖い存在なのですけれども、かつてA型肝炎、B型肝炎というのがわかっていた時代には、C型肝炎は全然わかっていなかったのです。ですから、C型肝炎がわかり出したのはここ20年ぐらいです。ですから、昔はA型肝炎、B型肝炎と。その間にA型でもB型でもない肝炎があるということがわかったのですけれども、そのC型肝炎ウイルスがわかってから、C型肝炎というのは非常に研究・調査されてははっきりしてきました。実際、C型肝炎はどうやってうつるかということ、血液を介してです。ですから、かつて注射針をかえていなかった、そういうことによって、相当日本でうつったのです。しかし、C型肝炎の怖いのは、感染したときに症状を出さずに、そのまま慢性化してしまう。当初はよくわかっていなかったのですけれども、最近わかってきて、肝硬変、肝がんの原因となるということで、非常に怖い存在だとわかった。ですから、急性期にはほとんど症状がないけれども、最終的にはやはり肝硬変、肝がんというふうになる。それで、今は、B型肝炎以上に重要な問題として取り上げられています。そのC型肝炎がかつて存在がわかっていなかった時期、そういったときは輸血だとか血液製剤の中にC型肝炎ウイルスが非常に多く入っていた。それでどんど、広がっていった事実があります。現在ではC型肝炎ウイルスがはっきり検出できるし、またそういった血液製剤の中に存在していても、それを除去する技術が発達したので、現在ではかなり安全にはなったのですけれども、昔はほとんどわからなかったの、日本では非常に多かった肝炎の一つです。

吹田委員

それでは、このフィブリノゲン製剤というのは、どのようなところでつくって、いつまでこういうのが供給されていたのかという問題ですが、いかがでしょうか。

保健所長

フィブリノゲン製剤というのは、昔、非常に使いました。実は私も相当使いました。これはどういうものかということ、血液が固まるときの素材となるもので、これは中学校の生物あたりで習うのですが、フィブリノゲンという溶けた状態で出てきてしまうものが、血液が固まるときにフィブリンというものになって、それで血液が固まるのですけれども、そういう物質です。そして、実際いろいろな病気、疾患の中では、そのフィブリノゲンが非常に減る場合だとか、体の中へどンドン消費されて足りなくなる。それは出産の際だとか、またいろいろな病気です。そういったときには、かつてはフィブリノゲン製剤を大量に、血液の輸血と同じような使い方をしました。その当時はまだよくわかっていなくて、フィブリノゲンの中にはB型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルス、時にはHIVみたいなエイズのそれも入っていたりしました。その後、どんどんそういう加熱製剤、そうい

う製剤からそういったウイルスを除去する技術が発達してきまして、今ではそういう心配はなくなかったのですけれども、やはり10数年前までの製剤にはそういうものが非常に含まれていて、非常に危険だった。しかし、当時はそういったものがほとんどわかっていなかったですから、実際の臨床の場では、命にかかわる場合は相当使われていたという製剤です。

吹田委員

小樽では、11の病院・医院が使っていたということで発表になったのですけれども、第二病院も含めて使っていたということなのですから、これにかかわって市立小樽病院はいつまで、どの程度のそういうものの取扱いをしていたのかということについて。

(樽病)医事課長

市立小樽病院におけるフィブリノゲンは1980年から1988年まで、227本納入して使用しております。

(二病)事務局長

第二病院の方では、同じ期間に288本納入されております。

吹田委員

それで、この納入された本数は言ったのですけれども、実際にこれを使った人数とか、そういうものについては把握されていますか。

(樽病)医事課長

カルテの保存期限が10年でございますが、現在、この期間に使用されたかどうかはカルテがございませんので、どなたにどのような形で使用したかは、これは第二病院を含めましてわかりません。不明というのが実態でございます。

吹田委員

この製剤について問題となったと把握されているのは、昨日で初めて問題になったということになっているわけです。前からこれについてはクエスチョンマークがついていたのだけれども、その時点は、いつごろからこれについて問題があるのではないだろうかということにとらえたのでしょうか。

(樽病)医事課長

今年6月に、この製剤をつくった会社から厚生労働省の方へ、こういう問題があるということで報告が上がったのが最初と聞いています。

吹田委員

そうしますと、そのときからこの問題があるということでやっていたと。製剤等については、今までもいろいろなそういう疑問視されていた部分があったのですけれども、そういうことがあった段階で、実際に供給した側が、自分の病院に来ている患者にどのようなことをやっていたかということをおある程度把握するのが普通ではないかと思うのですけれども、そういうことの配慮はなされたのでしょうか。

(樽病)医事課長

H I V の薬害というか、輸血に伴う薬害が起こったあたりから、こういう問題というのは非常に新聞紙上を大きくにぎわしているわけでございますけれども、残念ながら患者のデータの大量保存といえますが、その辺の問題もございまして、カルテの保存期限等もございまして、ただこういう問題は日々これからも起こる可能性がございますので、院内に輸血等の委員会というのがございますので、その中で今後こういう形が出たときに、どのような患者に輸血等をしたかということ、カルテの保存期限にかかわらず検査データなどをいかに残せるかという問題を、今後院内で検討しなければいけないということでは話し合っておりますが、現在、まだそういうカルテの保存期限が切れた等の患者については、残念ながら保存していないという状況でございます。

吹田委員

このことにかかわっては恐らく保健所の方も問い合わせを受けていると思うのですが、保健所の方ではこのことについての問い合わせについてはどのような対応をされるようになっていくのか。また、小樽市の方でこういった対応とか、又はこれを最初に出された厚生労働省の方からどんな形で対応するとかということになっているのかは知らないですが、この辺のことにつきまして、対応についてどのようにするのか。また、もう今日始まりましたから、もう早速何か問い合わせ等があるのなら、そういうものについて何が来ているのかということを知りたいのですが。

(保健)健康増進課長

保健所における対応でございますが、国からの報告を受けまして、医師会、各医療機関、また報道関係にこの製剤に関する情報提供と受診についての情報提供をしております。また、その製剤についての相談窓口を設けまして、医療機関、市民の対応をしているところでございます。今朝現在で十四、五件ぐらいの相談が来ております。

吹田委員

恐らくこちらの方でも製剤を使うというのは、そんなにすべての方が手術とかなんかで使っていることもないと思うのですが、だいたい市立小樽病院の場合、例えば外科とか、それから婦人科の関係でも、件数的に換算しますと、平均的には何パーセントがという比率で出せば、現在、こういう製剤についてはどのぐらいの比率で使われているのですか。

(樽病)医事課長

市立小樽病院ではここ3年間ぐらい、1年間の手術件数が平均1,700件ぐらいでございます。それで、昭和55年から63年まで8年間としますと、約1万二、三千件になるかと思うのです。これが1人1本かどうかはちょっと私は答えられませんが、1人1本だとしても、1万2,000件のうちの227件ということになりますので、本当に限られた方になるのかなというふうには推測できます。

吹田委員

これにかかわってはやはり患者にしっかりと説明なり、また問い合わせがあったときに心配されないように、医療機関は基本的にはそれをお金で対応した形のものでありますから、それは責任があると思うのです。そういう面では、そういうことをきちんとこれからも進めていただきたいと思います。

麻薬・性感染症の教育について

続きまして、教育委員会の方に聞きます。

麻薬とか、性感染症とかについての教育にかかわっては、どのような形で具体的に進めているのか。前にも聞いたのですが、これからそういう面ではどのような広がりを持たせて、すべての児童・生徒に対して、こういう面について周知させるのかということについて聞きたいのです。

(教育)指導室長

学校教育におけるいわゆる感染症、とりわけ性にかかわって、またエイズについての指導の状況ということのご質問でございますが、特に中学3年生におきまして、これらの性感染症にかかわる指導を行っているところでございまして、時間としましてはおおむね3時間ほど行っているところであります。

とりわけHIV、エイズにかかわりましては偏見を持つことのないようにということで、教科書の中でも割かれて指導しているところでございます。ただ、このような教科における指導にとどまらず、やはり子どもたち自身の身近な大きな課題であるということから、特に専門の、例えば保健所の方の協力を得るとかしながら内容の充実を図っていくこと、そのようなことが大事かと考えてございまして、各学校に奨励をしているところでございます。

なお、小学校におきましても、総合的な学習の時間で命を大切にしようという学習の中で、保健所や助産師会の協力を得て、学習を行っているところであります。

吹田委員

それで、こういう子どもたちに教育でそういうのをやっているということなのですが、これは例えば親との共通理解的な部分ではどのような形で、学校でこのような形でやっていますからということでそれを伝えているのかということについてはどうなのでしょう。

(教育)指導室長

例えばそういう問題につきましては、PTAの中でも話題として取り上げられることがあります。体の変化ということからいきますと、小学校段階では4年生ぐらいから大きな体の変化が見られるわけでございますから、そういう意味でいいますと、学校でもこういうことをしますということで、懇談会とかそういうところでも行われているというふうに聞いてございます。

なお、特にこういう薬物乱用も含めてなのですが、社会的な重要な課題というふうに認識してございますので、学校だよりなどで、学校の取組について積極的に発信するようにとお願いをしております。校長方も、積極的にそのような内容について掲載していただいているところであります。

吹田委員

この問題については、やはり学校と家庭とのつながりがたいへん大事だと思いますので、ぜひその辺のところも中心に進めていただきたいと思います。

石狩湾新港の土地利用計画について

続きまして、石狩湾新港の土地利用計画ということで質問させていただきまして、この中では、今後、道とそれから石狩開発と連携しながら進めていきたいということだったのですが、これにかかわっては、もう石狩開発というのがそもそも形をなしていないような感じがしますけれども、今後、これを推し進めていく中で何か障害になりそうな、又はこれからそのことを踏まえていかなければならない部分がありましたらと思いますが、いかがでしょうか。

(総務)企画政策室迫主幹

銭函4丁目地区になるのですが、この地区につきましては石狩開発が施工者となりまして、これまで地区区画整理事業によりまして、道路などの基盤整備事業を行ってきております。区画整理事業の区域内で申し上げますと、約58ヘクタールが区画整理事業が未施工になっております。それから、区画整理事業区域外におきましても30ヘクタールが未造成になっておりますので、これを合わせますと88ヘクタールほどが未造成ということになっております。石狩開発と申しますと、現在、民事再生計画の手続の下で再建を図っているということを考えますと、今後、石狩開発が引き続きその基盤整備事業、区画整理事業を継続していくということは、資金的には難しいのではないかと考えております。今後、この地域の土地利用を考えていく中で課題というふうなことを考えますと、銭函4丁目地区の基盤整備事業をどのように進めていくのか、これが一番大きな課題ではないかと考えてございます。

吹田委員

どちらにしましても、この石狩湾新港の土地の関係については積極的に動きまして、小樽市も大変な財政負担をしておりますので、この辺のところをなるべく早急がいい方向に進めていただきたいと思います。

家庭ごみ減量化・有料化に関する説明会について

続きまして、環境部の方に質問します。

まず、ごみの有料化の説明会を実施しておりますけれども、どの範囲までを説明しようと考えて進めているのかなど。今までどのくらいの人数がこの説明会に来て、全市内はだいたい7万世帯ぐらいあるのです。その中の何世帯ぐらいが、今、皆さんの話を聞いたのかと思うのですが、いかがでしょうか。

(環境) 間淵主幹

このたびの家庭ごみ減量化・有料化に関する説明会についてでございますけれども、12月5日現在で189会場、それで来られた人数といたしましては8,659人となっております。これに12日に、さらに市として全体1会場設けてございますし、そのほかに今後の要望等を入れますと、200か所は超えるものと考えてございます。そういう中で平均でございますが、各会場、1会場約45人から6人の参加を見てございます。なお、世帯数からいきますと、小樽市内、10月末で6万7,889世帯でございますから、この参加人数、世帯から1人来ているものとして考えますと、12.75パーセントの今回の参加率でございます。

また、説明会でどのようなことを説明したかといいますと、私ども今回の説明会の中では、家庭ごみの有料化に至った経緯についてはもちろんでございますが、集まってきた方々の関心事が新しいごみの出し方、また、新しいごみの分別方法等に非常に関心がございましたので、その辺に重点を置いて今回の説明会を行ってきたところでございます。

なお、今回の説明会に当たりましては、各町会、自治会のご協力を得まして、各町会、自治会単位で開催をいたしましたところでありまして、私どものつくった各町会、自治会ごとの回覧板、そのほかにも各町会、自治会等も非常に力を入れましたの結果の8,700人ということで私ども考えてございます。

吹田委員

説明会は、個々の1世帯単位を考えている段階ではまだまだ12.75パーセントですから、1割強ということですよ。そういう意味では、これから分別について、完全にこれ個々の皆さんが理解してやらなければならないものですから、この辺のところについてはもう少し何かいい方法を使ってしないとだめではないかと思えます。

ごみステーションへの不法投棄物について

それと、現在もあるのですけれども、不法投棄されて、そのままごみステーションに置いてあるものがけっこうあるのですけれども、これについては最終的にはどこが何をするという形になるのでしょうか。

(環境) 工藤副参事

ルール違反のごみにつきましては、現在は2日、3日、燃やさないごみであれば1週間程度警告シールを張り、その場に置いてきておりますが、今後は資源物の収集等もございまして、回数も増えますので、できるだけ速やかに回収の上、中身も調査し、指導に当たっていきたく。ごみステーション、ごみ集積所に不法に置かれたごみ袋については速やかに対応したいと、このように考えております。

吹田委員

有価物の売払いについて

これからのことなのですけれども、有価物、資源物の収集があるのですけれども、これにかかわっては一応特定の業者がそれを引き取る形になっておりますけれども、ほかの自治体の方で、そういうものについてきちんとした入札をやって、支庁とかはそのようなことをやっているのですけれども、小樽市の場合は現在どうなっていますでしょうか。

(環境) 廃棄物対策課長

資源物の有価物に係る売払いの件につきまして、答弁させていただきます。

現在は有価物、缶ですとかビール瓶などの生き瓶については売払いをしております。随意契約という形で業者と契約しております。今後の関係につきましては、他の自治体では入札等を取り入れているところもございまして、小樽市の中に取り込めるのかどうか、その辺を調査してみたいというふうに考えております。

吹田委員

市の財政は大変でございますし、特別この辺について市が極端に利益を得るということではないと思えますけれども、適正な金額として動くことが一番大事でございますので、また、それについてやはり市民もしっかりとした

見方をしますので、この辺のところを公明正大にやっていただきたいと思っております。

よろしくをお願いします。

小前委員

美術館・文学館の学芸員の増員について

まず、教育長に尋ねます。

来年の美術館と文学館の学芸員は増えるのでしょうか、このままなのでしょうか。

教育長

先日の本会議でも答弁させていただきましたが、検討をさせていただきたいという状況でございます。なお、財政等いろいろございますので、そのところはじゅうぶんご理解いただけるかと思えます。

小前委員

それは必要はあるけれどもという意味でしょうか。必要であるけれどもというのであれば、いづごろ複数になる可能性がありますでしょうか。

教育部長

子ども、現在それぞれ両館の管理体制あるいは事業全体の運営の在り方について、今後改めて見直していく観点に立たなければならぬ、こういうふうを考えています。そうした中で、今、学芸員の配置の在り方につきまして、それらも含めまして総合的に検討していく必要があるということで考えてございます。

ただ、子ども明確なものは示せませんけれども、将来的にはやはり全面的に管理運営体制に関して地方自治法が変わりましたので、指定管理者制度導入ということも将来的には視野に入れていかなければならぬだろうと、こう思っております。ただ、やはりそのためには受皿が必要でありますので、安定性・継続性を求めなければなりませんので、多少時間はかかりますけれども、そういった研究をしていく必要がありますので、当面増員という形には直ちにはならないだろうとは思っております。検討の余地はありますけれども、当面はそういう考えでございます。

小前委員

たった1人というのは絶対に無理があると思うのですがけれども、なるべく早急に手を打ってくださいますようお願いして、次の質問に移ります。

市立病院医師への新病院基本構想の周知について

市立病院について伺いますけれども、この新市立病院基本構想自体を市立病院の医師すべてが了解されているのでしょうか。

(総務)市立病院新築準備室長

ただいまのご質問でございますけれども、新市立病院基本構想を市立病院の医師すべてが知っているのかというようなご質問でございますけれども、これにつきましては、基本構想に対して市立病院の医師がどのようにかかわってきたかということになると思いますけれども、この基本構想策定に当たりましては、まず市民の代表、市民懇話会から提言が出されております。その後、市民サイドからこういう病院を望んでいるのだというような形が出されましたので、それでは病院側として医師の方々がどういう病院を目指していくのだということで、両病院の代表7人の先生方で新病院の構想検討会議というものを立ち上げまして、約1年ぐらいかけていろいろ検討した結果、市長に報告しております。その後、これも基本構想策定に向けてでございますけれども、両病院に両院協議会というものを立ち上げました。この両院協議会の委員長は市立小樽病院の院長でございます。両病院の院長、副院長が入りました。そのほかにコメディカル、各診療関係、例えば放射線、薬剤、そういったような関係の代表の方々が構成いたしました。だいたい十五、六人ございましたけれども、両院協議会を立ち上げまして、その中で新病院のことを検討してまいりまして、その後、小樽市としての新病院の整備方針というのをつくりました。これに当

たりまして、両病院の先生方が検討部会に入っておられまして、院長、副院長のほかにも、検討部会はそのとき二つ作りましてけれども、それぞれ二つの中にも両病院の先生方に入っていただきまして、コメディカルの方々とお話しをしております。そして、そういったようなものを踏まえて基本構想の策定に入ってしまったわけでございますけれども、このときも当然その病院協議会が中心になりまして、そしてその中に新たに検討部会をつくって、その中に両病院の医師も、代表でございますけれども、入っていただいて、策定に至ったと。そして、基本構想ができた時点で、これは両病院でしたけれども、各医局の代表の方に集まっていたいただきまして、基本構想の内容を説明しております。このときには医局の代表ということでございましたけれども、参加したい方はということでそのほかの方も参加して、いろいろな議論をしております。その中にはいろいろな基本構想に対する意見、それから考え方ということが示された、そういう経過を踏んでおりますので、先ほど委員がおっしゃいましたように、両病院の医師すべてが知っているかどうかというのはちょっと把握しづらいですけれども、そういったような代表の形をとって説明会を開いてきた経過があるということでご理解をいただきたいと思います。

小前委員

医局の代表は知っているけれども全員の医師が知らないということで、病院は機能するとは考えられませんが、基本構想を知らないと言っている市立病院の医師がいると聞きました。また、1次救急が来ても協力しないと言っている医師がいるという話も聞いておりますので、これは大変な問題だと思うのですが、よく検討していただきたいと思います。

周産期母子医療センターの一本化について

今の日本の医療はセンター化の方向に向かっています。そうした意味で、例えば周産期母子医療センターは協会病院に一本化するということなどは考えられないでしょうか。例えば市立病院からベッドを民営化して、産婦人科の医師2人も加わってもらう、小児科医にも入ってもらうというようなセンター方式の公設民営化の部分委託はできないものなのでしょうか、お聞かせください。

(保健)保健総務課長

許可病床の関係のお話でございますので、医療法を担当しております私の方から回答申し上げますけれども、いわゆる許可病床を、特にオーバーベッド区域である後志圏において、他の病院に貸すとか、それを譲与するとか、こういうことは医療法上認められておりませんので、現在、後志二次医療圏のオーバーベッドが90減りましたから、現在661オーバーの状況でございます。これが数年後に銭函の小児センターが移転いたしますので、140減る。それから、今の病院の構想でいくと、一般病床が643から371に減りますから、268減る。それでも253のオーバーベッドの状況が続きますので、今の小前委員のセンター構想の中で、ベッドを返還というか移転というか、それは医療法上認められないことでもあります。

小前委員

私もこの内容まではよくわからないのですが、売ってくださいとも貸してくださいとも言っているわけではなくて、今の日本の医療というのはセンター方式になってきています。そういう意味で協会病院が母子医療センターを持っているのであれば、協会病院に母子医療センターを集約化できないのかということで、1次救急と同じような公設民営化の部分委託はできないかという質問なのですが、

(保健)保健総務課長

ベッドを移動しないということであれば、病院の構想とはちょっとかけ離れますけれども、今のトータルの病床数を減らしていく、あるいはその診療科目数、標ぼう科目数を変えていく。それを今、協会病院ですと240床でございますけれども、そちらの方の他の診療科目を削減して、そこに産科あるいは小児科の病床数を増やしていくということは可能かと思っております。

小前委員

私は構想とかけ離れさせることが必要だと思っておりますので、こういう提言をいたしました。

医療機器の相互利用体制について

それから、医療機器の相互利用体制について、昨日市長は、今ある医療機器を、オープンベッドを使っている開業医などは使っているというような答弁でしたけれども、私が質問したいことは、例えばPETというような高額な医療機器を各病院が購入するというのは、これからの時代大変なことになるので、市が購入してすべての医療機関が使用できないか、そういう体制はできないかという質問なのですけれども、いかがでしょうか。

(総務)市立病院新築準備室長

今、PETのお話でございましたけれども、新しい医療機器、新病院に向けて購入していくわけですが、このPETにつきましても、委員がおっしゃったように非常に高額な医療機器でございます。がんを早期発見するという事で道内にもかなり普及しておりますけれども、やはり台数はそんなに多くはないという状況でございます。病院の構想の段階でも、PETについて導入するかというような話し合いをしております。ただ、ちょっと記憶が定かではないのですけれども、10億円近くするというような高額な医療機器でございますので、基本構想では初期投資をできるだけ押さえるという形で、当初には考えないと。ただし、PETを、将来的に価格もある程度安定して購入できるような段階になったら、購入することも考えてもいいのではないかとということで、基本構想ではその平面図の中に、PETの設置場所を一応将来というふうな形で用意はしてあります。ただ、こういったような機器、当初は購入しないとはいえ、今後もやはり採算性の分析を行っていく必要がありますので、そういう中で将来購入するようになれば、当然ほかの医療機関にも利用していただくような形になろうかというふうには考えております。

小前委員

よろしくお願いたします。

市内医療機関の病院手術数の把握について

それから、市内の病院手術数は公表されていないのでわからないと、昨日、市長の答弁にございましたけれども、私が調べましたら、15年度市立病院の外科の手術数は317件、市内の医療機関の最高では430件です。整形外科は、市立病院が368件に対して515件。それから、産婦人科は185件に対しまして854件。泌尿器科が市立病院305件に対して256件で、これだけは民間の方が少ないのですけれども、実はこの病院は平成14年に泌尿器科をつくりまして、2年で256件になりまして、市立病院に迫る勢いを持っています。市立病院の何倍も民間は頑張っているということだと思います。患者は手術をするということになると、病院を選んで、医師を選ぶと思います。手術が多いということは、患者に信頼されている医師が多いということではないかと思えます。民間病院では企業努力して今日の手術数があると思えます。

そこで、私は、市立病院の構想を立てる前に、市内の病院や医療機関が市民負託にどうこたえてきたのかという診療実態を調べることから入るべきだと思うのですけれども、今日まで調べようとする市の姿勢はおかしくないでしょうか。構想の中身を読ませていただきますと、中身は市立病院内のことだけに目を向けた内容だと思います。そういう意味で、市内の医療機関を調べる必要性を感じてはいないのでしょうか。

(総務)市立病院新築準備室長

基本構想を策定する前に、市内の医療機関のそういった状況を把握するべきだったというようなご質問かと思えますけれども、これについては基本構想の中で、市立病院が市内の医療機関の中でどういう役割を果たしているかという中で検討してきたわけでございますけれども、その中で、市内にはどういう診療科目があるのかというような調査は全部しております。ただ、細かな内容はなかなか把握するのは非常に難しいというような状況でございました。

そういう中で、今、委員が市立病院のことだけ触れているとは言っておりますけれども、中身を見ますとやはり

これからの医療は地域連携が非常に重要だということをやっております。それで、今、基本構想の段階でございますので、これから基本設計、実施設計に進めていく中で、市内の公的病院だとか診療所の皆様方と話しを持って、今後どういう連携をしていくか、紹介・逆紹介をどういうふうな形でやっていくかということ、具体的な話を詰めてまいりたいと。

そういった形で、2か月ぐらい前に合同でございましたけれども、公的病院の事務長と、それから院長にもお集まりいただいて、話しをして、これからいろいろな個々の病院ごとに、あるいは全体でというような形で、いろいろな形で話しを持っていくことが重要だということを確認しておりますので、今後、まだ基本構想、これから基本設計、実施設計のステップを踏んでいかなければならない過程がありますので、その中で市内のそういったような公的病院の実態なども踏まえながら、新病院はどうあるべきかということを検討してまいりたいというふうに考えております。

小前委員

民間病院との関係について

基本構想の中身を見ますと、14日から17日の入院で戻すという構想案が述べられていますけれども、そうすると市内の医療機関との連携ができていなければ、14日から17日ということは実現不可能だと思います。問題はいろいろ多く発生すると思いますけれども、今、小樽市医師会や医療機関とうまくいっていませんよね。そういう意味で改善はできるのでしょうか。

(総務)市立病院新築準備室長

医師会との関係でございますけれども、こういったような地域医療のことを考えた場合、医師会と協力して進めていかなければならないのは当然でございますので、今、救急のことで保健所が中心になりまして、救急医療体制の検討委員会というものを立ち上げる予定でございますので、そういった中でも当然いろいろな話をしていかなければなりませんし、先ほど申し上げましたように医療連携、やはりこれをなくして新しい市立病院は成り立たないわけです。と申しますのは、当初の890床から493床にベッドを減らしていくわけですので、そのベッドをうまく回転させていくためには、やはり市内の医療機関とその逆紹介・紹介をうまくやしていかなければ非常に難しいと思いますので、これは今後も医師会と連携をとりながら、そういうことに対処してまいりたいと考えております。

小前委員

市長も、市立病院長も、市民の要望が強いから1次救急はやります、口腔外科もやります、何々科も設けますというようなご答弁をされていまして、それが市民の声にこたえていると思われるようですけれども、私は市民の声にこたえるということは、小樽の将来を見据えて、市内に不足しているもの、それから必要なものは何なのかということで、それを調べてそれにこたえることこそが真の市民の声にこたえることではないのかと思うのですけれども、私の考えは間違っていますでしょうか。

市長

前段、医師会との関係が何かうまくいっていないというようなお話ですけれども、医師会の医師の方も決して市と対立しているとは思っていませんというふうに言っておりますので、そういう現状ではない。ただ、今回の構想の中で一部意見の違いがあるということでございますので、その点はひとつ誤解のないようお願いしたいと思います。

医師会もいろいろな医師がたくさんいらっしゃいますから、いろいろなご意見があります。中には市立病院はもう要らない、つくるべきではないという医師もいるわけです。ですから、いろいろな考え方の医師の方がいらっしゃるなという感じがしていますし、それからこの市民のご要望ということですが、基本は市民の望む小樽市の医療、これをどうつくっていくかということが、市立病院ばかりではなくて小樽市全体で考えるべき問題ではないのかなというふうに思っています。

ただ、今回の救急問題でいろいろお話をございますけれども、これはやはり何といても一番利用されるのは市民の方ですから、この方がどういうお考えをお持ちかというニーズは聞かなければならないというふうに思っていますし、それに対する対応として医師会との協議をどうしていくかということだと思いますので、これからまだまだいろいろなご意見がありますから、医師会ともいろいろと協議しながら、さらにまた公立病院の医師の方とも協議をしながら、小樽にとって必要な公立病院の在り方というものをしっかりつかんで対応していきたいと思えます。

小前委員

医師会も市立病院をつくることには賛成しておりますので、今の市長のご意見もよくわかりました。

民間は市からの助成もなしに非常に頑張っています。税金も納めています。それなのに市立病院が民間の活力を奪ってどうなるのかなと思うのですけれども、それについてお答えいただけますでしょうか。

市長

市立病院が民間の活力を奪っていると言われると何と答えていいかわかりませんが、そんなに奪っているのであれば、今ごろは赤字になって、大したいい病院になっていると思えますけれども、民間の方は不採算部門をやらないのです。公立病院はどうしても不採算部門を持ってやらなければならないわけです。したがって、なかなか採算もとれないということですから、決して民間の患者を奪い取ってきてやっているということはありませんので、その点はひとつ誤解のないようお願いしたいと思います。

小前委員

ありがとうございました。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

佐藤委員

小樽市役所の開門時間について

初めに、小樽市役所の開門時間というのは決まっているのでしょうか。

(総務)総務課長

現在、開門といいますが、正面玄関の門は8時半にあげております。

佐藤委員

市民の方から、小樽市役所前にずらっと車が何台も並ぶと。あくのを待っていると。たぶん入札のときだとか、納品のときだろうと思うのです。この開門に関しては職員がやっているのですが、それともどなたがやっているのですか。

(総務)総務課長

開門につきましては、囑託職員が、定時になったらあけるという形ですが、今の委員のお話は前から何回か聞いております。ただ、市役所は8時50分から一応やると、窓口業務については9時ということで、8時半が早いのか遅いのか、私たちもいろいろご要望を整理した中で、最近は8時半に開門という形でやっています。

佐藤委員

庁舎はあけなくてもいいのだけれども、車が通行の邪魔になるのだから、この門だけあけて中に入れるということは考えられないですか。

(総務)総務課長

開門時間につきましてはいろいろ議論しましたけれども、管理上のこともありまして、8時半ということで整理させていただいております。特に冬につきましては、市役所構内の除雪の関係もありまして、早い時間にあげて除雪の時間とぶつかるとかといういろいろなことがありますので、冬についてはなかなか時間をいつにするかという

のは、職員も現場の中でずいぶん迷っている部分はありますが、入札時に特に多いという報告は私も聞いておりまして、入札がある日は特定の日になっておりますので、関連部局とも話した中で8時半でいいのではないかということで、最近ではそういう時間設定をさせていただいているところでございます。

佐藤委員

そこはそうしたら臨機応変にするか、あるいは8時半前には来ないでくださいという通達をするか。そんな門前に並んでいるなんていうのは、見苦しくて仕方がないのではないですか。

総務部長

それは私も総務部長室から見えるものですから、たいへん気になっていまして、市の職員はとめられないことになっていきますから、なぜ車がそんなにたくさんあるのかということで、だいたい先ほど総務課長が言ったように入札等々のときに並ぶということですから、入札は9時ということになっていきますので、8時半から開門するということは当然知っていると思いますので、そこら辺については再度周知して、交通の障害にならないように配慮したいと思います。

佐藤委員

それはお願いしたい。

庁舎の暖房について

もう一つ、小樽市暖房規則というのはあるのですか。あったらどういうふうに暖房するかというのを教えていただきたい。

(総務)総務課長

じゅうぶん規則とか読んでおりませんけれども、そういう項目はなかったと思います。

佐藤委員

私も18年いるのだけれども、この数年間、去年あたりから非常に消えたり、ついたり、あるいは11時ごろとか、今、風邪を引いていまして、損害賠償しようかなと。こういうことはどのぐらいの財政効果があるのですか。

(総務)総務課長

暖房につきましては10月の末ぐらいから、職員の方からはずいぶん気候によって苦情が来るのは事実です。特にその時期は雪も降らないけれども寒くなるということで、暖房の準備期間ということでたまたま入れている期間もありますが、基本的には11月になったら暖房を入れるようにしております。ただ、時間を見計らって、早朝に入れたら、暖房の職員とボイラーの職員2人おりますけれども、庁内を見回った中で一定の温度を確認しながら、スイッチを入れたりしながら暖房しているという現状でありまして、財政効果ということになりますと、1時間に暖房を入れっ放しとか、たく重油の量は、ある程度一定になった時間、例えば暖房を切れば、当然重油の量が減るということにはなります。

佐藤委員

それはわかるのです。どのくらいなのかということ。私は小樽病院の患者が少ないから、何とか頼むと言われていたのだろうと思ったけれども、こういうことはあまり仕事にもかかわってくるし、やはり能率的にもよくないですよ。そういうことも考えていかないと、寒い中で仕事をやれだとか、昼休みになったら真っ暗の中で弁当を食べているだとか、わけのわからない節約をしているわけです。もっと違うところで節約するところはあるのではないですか。暖房費で年間50万円違うのかなと思うのですが、一回出してみてください。こういうことも含めて考えていただきたい。

総務部長

暖房につきましては、確かに今日はずいぶん寒いなという感じは我々もしているときはあるのです。しかしながら、ご承知のとおり、財政状況の関連もありますので、暖かいときにはつけないように、寒さも室温が何度になっ

たらというふうに特に決めているわけではありませんけれども、だいたい体感で、今日は少し寒いというような話は実際にあります。しかしながら委員がおっしゃっているように、風邪を引かれて逆に能率が上がらないということになっても大変ですので、そこら辺はじゅうぶん勘案したいと思います。

私、正確に金額的には、ちょっと聞いたところでは、1時間たくと9,000円かかるそうです。ですから、そういう意味では1時間たかないとその分安くなるということですから、それなりの効果はあるのだらうと思いますけれども、何回も言いますが、職員に風邪を引かれても大変ですので、その辺はこる合いを見ながら対処したいと思います。

佐藤委員

1人退職させたら800万円ぐらいですからね。

一般廃棄物処理基本計画の進ちょく状況について

ごみの問題に行きたいと思います。

初めに、小樽市一般廃棄物処理基本計画の進ちょく状況はどの辺までいっていますか。

(環境) 廃棄物対策課長

一般廃棄物処理基本計画の進ちょく状況についてでございますが、現在、これまでコンサルの会社にいろいろな資料、情報を提供してまいりました。今、もうまもなく第1報といいますが、大粗筋といいますが、概要がだいたいまとまってくる状況でございます。

佐藤委員

それでは、まとめ次第報告してください。

小樽市廃棄物減量等推進審議会について

次に、小樽市廃棄物減量等推進審議会について聞きます。

私、この審議会、ホームページでずっと見せていただいて非常に不思議だなと思ったのです。ということは、第1回からずっとやっています、最後、第9回までやっていて、有料化に対する反対意見が一つも載ってこない。これはなぜなのだろうかと思ったのです。議会でも反対の人方がいる。それから、賛成の人方もいる。私みたく、高いからちょっと安くしてくれという人もいる。いろいろな意見が、15名の審議委員が集まってきたら出てくるはずですが、けれども、全員賛成。審議会の体をなしていないのではないですか。これは、どのような審議会なのか。

(環境) 間淵主幹

小樽市廃棄物減量等推進審議会でございますけれども、昨年の11月5日に廃棄物の減量、リサイクル及び適正処理の推進に関しまして審議するために、市長の附属機関として設置したものでございます。その中で審議会の委員でございますけれども、学識経験者の方、それから廃棄物の減量、リサイクル及び適正処理の推進等に関係がある団体から構成、それから市民公募の合計15名の方々でなっておりますが、いずれもごみ減量というものに対しては、皆様非常に関心の強い方々の集まりでございます、今の社会事情からいきますと、ごみ減量についてはどのような対策が必要なのか、そういう中では有料化というのは有効な方法の一つであるという、そういう一つの減量に向けての意識というものは、今の社会事情の中からそれぞれがお持ちであって、そのような9回にわたる意見の結果となっております。

佐藤委員

主幹は昨日テレビに出てたいへんよく働いているのに、私の聞いていることに答えてくれない。では、聞いていきます。

第1回の審議会というのは、これ審議会委員に委嘱状を渡しているのです。それから諮問していると。諮問の中で言っているのは、家庭ごみの有料化により排出抑制が働くことになる、ごみを最も減量するものと思われる。そ

して、この第1回の中にごみ減量化推進方針というのを出している。15人の人方に言っている。この中で、家庭から資源物として排出されるものは無料で収集し、ごみとして排出されるものについては有料で収集するものとすれば、資源物の量が増加し、ごみ量が減少することにより、ごみの減量化に積極的に取り組んでいると、こういう二つの話をしているわけです。第1回目から15人いた人は、まず有料化ありきという話をしている。これは間違いないですか。

(環境) 間淵主幹

第1回目の説明の中身は、市のごみ減量化推進に対する説明はしたところでございますが、もう一つは市のごみ処理状況ということで、廃棄物対策課長の方から小樽市におけるごみの処理状況、こういう中で減量の必要性というものを訴えてございます。

佐藤委員

第2回目は登別へ行っていただけだね。クリンクルセンターの視察。何時に行って、何時に帰って、幾らの経費がかかったのですか。

(環境) 間淵主幹

第1回目の登別市クリンクルセンターでございますが、本庁舎を10時半に出発いたしましたして、5時に帰ってきてございます。なお、費用につきましては、それぞれの1日当たりの日当の部分の費用だけを出席者数に合わせて見ただけでございます。昼食等は費用の中に入れてございませぬので、各自から徴収いたしております。

それで、登別市、それから次に留萌市へ行ってございますので、それから職員の方の日当も入れますと、費用としましては4万6,000円ほどかかってございます。

佐藤委員

この中で登別市は有料化をやっているのですよね。クリンクルセンターへ行って、中身は有料化の話が出ている。質疑の中では、有料化について市民に対してはどのように周知したかという質疑が行われている。第3回目は、これは留萌市美サイクル館というところに視察に行っている。家庭ごみの有料化に至った経過を話している。そういうことでいいですか。

(環境) 間淵主幹

留萌市におきましては、ここはリサイクルにおいては道内でも最初に手がけてきたところでございますので、主にリサイクルの進め方等について重点的に聞いたところであります。

佐藤委員

有料化に反対するという人はいたのですか、いなかったのですか。

(環境) 間淵主幹

先ほど申し上げましたとおり、それぞれの審議会の各委員の方々には、今のごみ減量という視点からいきますと、ごみ減量を第一に考えましたときに、有料化というものは一つの有効な方法であるというのは皆さん認識がありましたので、この有料化について、それは最初からという意味ではなくて、この審議会の中のご意見としては反対というご意見はあまりなかったように思います。

佐藤委員

私、宗教団体は知らないけれども、こういうやり方は宗教団体の洗脳というのです。初めから、いわゆる有料化ありき。1回、2回、3回と、もう有料化に反対することなんかできません。そして、この委員の選び方。審議会の委員というのはどうやって選んだのですか。

(環境) 間淵主幹

先ほど申し上げました私どものリサイクルの推進、また適正処理の推進という観点に立ちまして、学術関係者から2名、それから資源回収団体の関係から2名、それから環境団体、社会福祉団体、またごみ減量化の中では事業

者の協力も必要なところですから、商店街ほか事業者の団体から2名、それから消費者協会から1名、それから町会の代表から1名、青年会の代表から1名、そして公募3名となっております、それぞれの団体につきましては、それぞれの団体から推薦が上がってきた方を、私どもは委員として受けてございます。そのように私どもの趣旨にかなった団体からの推薦をいただいた委員でございます。

佐藤委員

判で押したように小樽商科大学の教授が会長。それから、資源回収推進協議会の島野会長だとか、社会福祉協議会の木谷事務局長だとか、決まって小樽消費者協会だとか、総連合町会の常任理事だとか、青年会議所だとか、ほとんどイエスマンばかり集めている。それがよくわからないのです。毎回審議会というのはこういうメンバーが集まっているのだと思うのです。行政の方でいくらでもシビリアンコントロールできる。また、商大の教授にこういうような方向でやってくださいと言ったら、はいはいと言ってしてくれる。これでは審議会にはならないのではないですか。なぜ毎回こんなことをやるのですか。ましてやこの審議会というのは、いろいろな審議会の立場があるけれども、これは市民の声を聞くという審議会ではないですか。やはり中には反対という人もいてもおかしくないではないですか。なぜこういうふうになるのか。選び方が違うのではないですか。

(環境) 間淵主幹

この市民公募という中に、私どもは公募という形でいたしましたけれども、その方々につきましては、私どもの予測のつかないそれぞれのごみ減量に対する考え方を持ってきてございますから、私どもが最初から予測をして市民公募のところを決めたわけではございませんので、最初からそういう意図を持ってこの審議会の委員を決めたり、また公募についての部分を行っているわけではございませんので、あくまでも集まっていた中の審議の経過によって、今回の答申の内容は決まったものでございますので、その辺は各審議会ごとの中身を見ていただきますと、各市の現状の例を挙げながら、非常に白熱した論議が展開されておりますので、私どもとしましては審議の結果によるものということでありまして、ご理解いただきたいと思っております。

佐藤委員

私は全部見たけれども、白熱していないですよ。白熱したということがこういうことだったら、こんなもの何なのですか。全く白熱していない。でき上がったとおり、引いた線路のとおりずっと走っている。この公募は何人応募があったのですか。

(環境) 間淵主幹

応募は9人でございます。

佐藤委員

その3名に決めた経緯というのは。

(環境) 間淵主幹

この市民公募でございますけれども、それぞれごみ減量、またリサイクルなりに非常に関心があることが一つの公募の条件でありますので、一つに今のごみ問題に対するそれぞれの考え方を簡単に提出していただいたものを、市の方の選考委員会という形の中で、その記述の内容によって、ごみ減量に特に関心のある方を選んだということでございます。

佐藤委員

選考委員会はどこが所管しているのですか。環境部が所管ですか。

(環境) 間淵主幹

環境部は入ってございません。ちょっと今、手持ちにごいませんが、助役、総務部長ほか4名くらいの人数でやってございます。

佐藤委員

では、助役、総務部長に聞きますけれども、この中で反対をしているような意見はありましたか。

総務部長

ちょっと記憶は定かではないですけれども、中には確かに反対という意見も、反対というのですか、もう少し時間をかけるとか、そういう言い方の文面があったような記憶はあります。具体的に詳しい内容は、ちょっと今思い出せません。

佐藤委員

賛成する人だけ選んだのではないか。9人いたら、9人に関して無作為に選んだというのならまた別の話ですけども、何か書かせて、これはいい、こいつは悪いというのは、だれの基準で行ったか。やる方の基準なのでしょう。出来上がりレースみたいです。出来レースやっていて、そして選びましたということにならないですか。

総務部長

出来レースで選んだという記憶はございません。つまり、それぞれの中身を見て、やはり有料化だけではなくて、先ほど何回か原部の方で言っていますけれども、減量に対する考え方、そういうものも含めて総合的に判断していますので、最初から出来レースで有料化を目指すということではなく、今言ったように、広く減量も含めた物の考え方がどうなのかということで選んだ記憶があります。

佐藤委員

そうしたら、選考基準を示してください。点数制だったのか。

総務部長

先ほども申し上げましたように、ちょっとそのときのものの記憶は今ございません。資料も持ち合わせていませんので、どういうふうを選考基準を一定程度やったのかどうかというのは、今、答えることができませんので、内容について調査したいと思っております。

佐藤委員

それでは、選考基準があるのかないのかも含めて、後から示してください。この人がいいと思ったからやったかという話ではないと思うから。

有料ごみ袋について

次に、有料ごみ袋について、これは函館方式が基本になっていますので、我が党で函館市に視察に行って調査してまいりました。まず、5リットル、10リットルについては失敗したと、どんどん減っていると、こういう話が担当者から出てきたのです。これについてどう思いますか。

(環境)間淵主幹

小樽市が家庭ごみ減量化・有料化に函館市を参考にしたということは事実でございますけれども、一番私どもが今回の減量化・有料化を進めるに当たりまして大事なことは、市民一人一人がごみ減量化に努力した結果が報いられるような、そのような施策を考えてございます。そういう中で、今回の説明会の中でも減量化することによって、1人当たりのごみ量が、例えば5リットル、又は10リットルで済む。そういう袋があるということが、非常に説明会の中では、来ている方々への安心感というものがございまして、私どもとしてはごみ減量を推進する上から、5リットル、10リットルの小さい袋が必要なものと考えてございます。

佐藤委員

函館市へ行ってきたのですか。

(環境)間淵主幹

函館市に一番最初に視察してございます。

佐藤委員

今、聞いてきてください。確かに説明の中で当初1年目はかなりありました。ところが、2年目からがっかり減っています。けれども、もうやめるわけにはいかないと。それから、もう一つは40リットル、これが大変な思いをしている。これ小樽市の換算率でいうと0.175だから、7キロにしかならないのだけれども、函館の換算率は0.29なので11.6キロなのです。むしろそれより重たいかもしれない。運搬する職員で腰を痛める人が続出しているというのです。結び目も結べないくらいごみを押しつけて、はみ出しているようなものをどンドン置いている。1回持ち上げるのに10何キロ、これをずっとやらなければいけないということで、入院しているだとか、腰を痛めているとかという人がたくさん出ている。そういう現実を聞いていますか。

(環境) 間瀬主幹

そういう現実には直接は聞いてございませんが、私どもと函館市の違いの中に、例えば燃やすごみでいきますと、紙についての取扱いの違いがございます。函館市は、紙につきましては集団資源回収だけということで、今ごみの扱いをしてございます。私どもは、紙類につきましてはすべて資源化するということで、この燃やすごみの中から除くことで考えてございますし、また、もう一つ、生ごみの今後の家庭内における減量という問題でございますが、この家庭ごみの生ごみの減量につきましては、私どもが今後推し進めようとしてございます段ボールによる生ごみのたい肥化、これを今回の説明会の中で、来年度から希望者には土となる器材を無償で提供するということに対しましては、皆様が非常に関心を持っているところからも、今後も各家庭での生ごみも減量が進むものと考えてございますので、そういう面では減量方法において函館市と小樽市では違いがあることから、私どもは40リットルについては通常どおりの量でいくのではないかと考えてございます。

佐藤委員

不法投棄対策に係る経費について

全部頭の中で言っているだけの話で、では不法投棄について聞きます。

不法投棄対策というのを何かやっているようですけども、函館市は不法投棄が減ったというのです。市民の意識がすごく向上して、不法投棄をやったら、もう市民の方から訴えてきて大変な思いをする。不法投棄はかえって減っていますという話です。本市は不法投棄に対してどういうことをやるのですか。

(環境) 管理課長

平成14年度から函館市が有料化を実施したのですけれども、その年は2パーセントほど増えたというふうには何かのことで見たような記憶はあるのですけれども、それ以降、恐らく減っているのかなという気はしているのですけれども、それに対して小樽市としての不法投棄対策でございますけれども、監視パトロールを常時2人体制でやっているのですけれども、これを4人体制でやらさせていただこうと。そのほかに夜間等に不法投棄される部分が多いものですから、夜間の巡回もあわせてやっていきたいと思います。また、捨てられたものにつきましては、その部分につきましては対応、できる限り計画的に不法投棄物の撤去も推し進めていきたいと思います。さらに、この不法投棄対策自体は、なかなか市民のモラルの問題といえますか、そういう部分が非常に大きな要素を占めていると私は思っておりますので、そういうことに対しまして、市の広報誌等を通じて何回も根気強くといえますか、そういう部分で投げかけていきたいというふうに考えてございます。

佐藤委員

監視パトロール強化ということで420万円を見込まれていますけれども、これはどういう費用ですか。

(環境) 管理課長

その部分につきましては、先ほど言いました夜間パトロールの部分、それが60万円程度なのですけれども、それと監視員の増員部分、その金額と、あと消耗品ほか車の使用料の部分でございます。

佐藤委員

指導員体制の強化、ここに5,700万円となっています。この内訳、このところを教えてください。

(環境)工藤副参事

現在も指導員という業務の位置づけをしている者は配置はしておりますけれども、現実的に地先で実際的にゴミステーション等をパトロールする実人員としては、現在3名でございます。ゴミ排出及び指導に当たって、これを約3倍程度に増やしていくということですので、これらの経費については人件費相当分でございます。若干の車の維持管理費も含めますけれども、主な大きなものは人件費でございます。

佐藤委員

直営の収集車両、この削減計画というのはどうなっていますか。

(環境)工藤副参事

現在、直営は13台、委託が10台、合わせて23台で収集に当たっておりますが、17年度からは自然的なごみの減量という要素がございますので、市内現在23台の台数が20台で収集できるだろうというふうに考えております。したがって、3台の減については市の直営車を減車していくと、こういうような考えであります。

佐藤委員

3台で何名ですか。

(環境)工藤副参事

1台3名ですから、9名となります。しかしながら、現在、臨時職員も使っていますので、純然たる市職員の平均給与の給料というわけではございません。

佐藤委員

このいわゆる職員の再配置はどうするのですか。何名をどこにやるのですかという話です。

(環境)工藤副参事

先ほど申しました正職員についての指導員の増に、指導に当たっていただくと。臨時職員については対応は考えておりません。

佐藤委員

いわゆる指導員に回すのでしょうか。函館市は別に不法投棄が増えていないなら要らなかったのですが、小樽市は増えるという前提で、この人方を指導に回すということなのでしょう。そうなのですね。

(環境)工藤副参事

現在もいろいろと分別されていないとか、現実的に手の回らない部分は現状であります。しかしながら、やはり今後についてはよりいっそうその分別に力を入れていきたいということで、人数を増やしていくということがございます。

佐藤委員

前の話だと、いわゆる年次的に削減して行って、最後は委託するという話なのですが、この話は生きているのですか。

環境部長

今、副参事の方からも答えましたが、不足があったので私から補足しますけれども、先ほど不法投棄ということで、それからステーションへの不適正排出の指導というのは、これはやはり本来別な業務であるというふうに思っております。そういった意味では、この指導員の増加は、不法投棄対策をするということではなくて、来年から新しいごみの排出の制度になるわけですから、市民の皆様方のご協力を得ながら、そのステーションの適正排出をしていくという、こういった業務に当たるといいますので、ご理解いただきたいと思っています。

それから、直営の今後の委託化の問題という部分につきましては、私どもとしては来年度から、今、副参事が言

いましたように、直営13台が今度は恐らく10台体制でいだろうと、こういったことで計画を立てておりますが、この10台の今後の委託化の問題につきましては、新年度に入りましてからこのごみの減量化の動向、こういったものを見ながら、その後におけるごみの収集体制がどうあるべきなのか、例えば今委託をするといっても、ではこのまま10台をそっくり委託をすればよいものなのか、あるいはもっと7台でいいのかわかるか、あるいは資源物収集の体制をどうするのか、こういったことを新年度において検討しながら、できるだけ早くその委託の受皿づくりをしながら年次計画で進めていきたいと、こういったことでございます。

佐藤委員

今まで運搬車両業務をしていたこの人方は、環境部の一般の経費から出ていたわけですね。今回は手数料の中に入っている。直接の経費から今度手数料の中に人を紛れ込ませて経費削減しようとしている。まずここなのです。5,700万円が、平成17年度、18年度、19年度、それ以降車両の削減をするとして、人員の削減をするとしたら、またここに増やしていく。ここに増やさないと、そのまま一般パトロールして、環境部で持ったらどうなのですか。

環境部長

おっしゃっている意味が私ちょっとよく、もしかするとかみ合わないかもしれませんが、これは例えば将来2年も3年も4年も、そのまま今の指導員の人間が多くあるのか、あるいは市民の皆様方のご理解とご協力を得ながら、こういう指導員の増強体制が1年で済むのか2年で済むのか、これはやはり正直言いまして新年度になってやってみなければ、なかなか予測できない部分もあるかと思えます。そういった意味では、この新しい制度が定着するまでは指導員体制を強化していかねばならない。そういった意味では、この指導員体制の強化というものは、新たな制度に向かってのいわゆる新規拡大経費であるというふうに思っております。

しかし、一方で、この直営の車は減車する部分があるわけですから、その財政効果の部分は当然その新規拡大経費の中から減額をされていく経費である、確かこういったつくりをしていたと私は思っております。

佐藤委員

とぼけているのかもしれないけれども、私が言っているのは、ごみ手数料の充当についてですよ。歳入で3億1,000万円見て、歳出の中にいわゆる指導員体制の強化ということで、今まで運搬していた人方をこちらへ回して、これはふかしているのです。ここに回すことは何もないのです。そして、これだけかかるからいいのではないですかと、つじつま合せのために5,700万円をこちらへ持ってきたのではないですか。今のままの中でやっていったらどうなのですか。おかしいではないですか。

環境部長

私は今度も答えておりますように、新しい制度になるということで指導員の増強が必要だということなのです。ですから、そういう経費を見させていただいたと。現行と同じ指導員の数であれば、それは何もそこに増額することはないと思えます。しかし、これまでの市民説明会の中で、やはりステーションの問題、不適正排出の問題というものが非常に市民の皆様方から出されておりますから、そういった問題に対しても行政としてきちんとこたえながら、相談に乗りながら、市民の皆様方のご協力を得ながら推し進めていくと、こういったことでの指導員の増強だということですので、ご理解いただきたいと思えます。

佐藤委員

だれも理解していないと思えますよ。それはごみの手数料の充当も環境部だ、それから今の一般車両の運搬も環境部だ、中身は一緒だからいいではないかという話ではなくて、そちらの人間をこちらへ持ってきて、うまいこと引き受けるという話、これを市民に押しつけるからおかしいと言っているのです。この手数料だけ抜けばいいでしょう。それから、直営収集車両の減、こんなもの初めからないのに、何で減なんかこういうのを書いているのですか。これは環境部の中にあるだけの話ではないですか。何でこんなごたごたに一緒にのせてくるのですか。経費がこれだけかかりますよという話ですよ。不法投棄は先ほど違うと言ったのでしょうか。指導員を強化したいと。おか

しいではないですか。

環境部長

今、指導員の部分の増については、やはりこれから経費が増大するというふうに入れておりますし、直営車の減をする部分は、新しい制度になってこれだけの経費が浮きますよという意味では、たしか三角になった形で表示をさせていると思います。ですから、そういったことで増えるものは増える、減るものは減ると。こういった中でのその手数料そのものを、どのように歳出をして使っていくかの算出をさせていただいております。減をするものもかかる経費だというふうに見ているわけではございません。

佐藤委員

全く議論がかみ合わないですね。その他の経費で160万円。中身は作業の減だとか、体制の強化だとか。体制の強化なんか要らないです。体制の強化をするのなら、函館市はパトロールをしている方は、このごみの手数料の中の経費なんかには入れていません。きちんとパトロール係というのがあって、その中で処理しています。一般会計の中の環境部の所管の中で。

環境部長

これまでそのパトロールの部分なり、あるいは業務の進め方といいますのは、やはりそれぞれ各都市の中でいろいろなやり方があるかと思えます。函館市は仮に有料化をしたとしても、特にそれだけの増強もしないで、状況を見ながら対応しようということであれば、たまたまその経費が出なかったということです。しかし、小樽市におきましては、これまでの議会議論の経過も踏まえすと、現状のパトロール体制や不法投棄体制では足りないということがこれまでもたびたび指摘を受けているわけですから、こういったことを機会に、また今回の制度を変えることで、不法投棄の増加の懸念の声がやはり出ているわけですから、今回この体制の強化を図らせていただくと。今回のその有料化の経費の一部を活用しながら対策をとらせていただくと、こういった考え方を示したわけでございます。

佐藤委員

これはもっともっと追及しますけれども、いわゆるつじつま合せです。数合せをしているのです。

リサイクル経費について

リサイクル施設建設分の平成16年度の5,800万円とは何ですか。

(環境)管理課長

これにつきましては、リサイクルプラザを建設に向けて平成19年供用開始するわけなのですが、それに向けてやっている部分の中でもって、北しりべし廃棄物処理広域連合に対する負担金として、建設費の一般財源部分として5,800万円を計上しているということです。

佐藤委員

北しりべし廃棄物処理広域連合の方に尋ねました。そうしたら、一般会計で支払部分は1億6,000万円。あとはいわゆる債務を起こすということですね。その債務負担行為は3年間控えて、3年間は利子だけ払う。4年目から小樽市に請求するのですという話だった。今言った話と違うのではないか。5,800万円、平成17年は7,650万円、平成18年は6,200万円。こんな見積りは北しりべし廃棄物処理広域連合で出ているのですか。

環境部長

北しりべし廃棄物処理広域連合で、この着工が平成16年度、17年度、18年度の3か年のそれぞれの工事になります。そうすると、その3か年でそれぞれの工事の割合があると思いますが、その今の17年度の部分は17年度にやる工事、私、今、約20億円の全体工事の中の恐らく4割程度になるかというふうに思っておりますが、そのうち国庫補助金が約4分の1、起債充当率が今の75プラス15パーセントということで、90パーセントぐらいで今考えているというふうに思っておりますが、そういった財源充当をし、その残ったものがどうしても一般財源としてその

単年度に払わなければならないお金だと思っております。その財源が今おっしゃった平成17年度の金額でございますので、当該年度に出てきます。

それから、今、佐藤委員がおっしゃった3年そろっていますので、その各年度において借りた起債額を3年据置き15年償還をするということですから、3年間はその起債償還に対する、借り入れた金額に対する利子分だけを払って、元金は3年後に払うということですから、今、私どもが示したその数字は、当該年度のあくまでも一般財源部分を小樽市として負担すると、こういった金額が出てきています。

佐藤委員

北しりべし廃棄物処理広域連合に尋ねたら、まだ細かいことは全然出ていませんと、そんな金額も出てこないという。では、利息分ですかといったら、利息分もそんなにならないと。これ、あなたがかってに言っているのではないですか。きちんと話し合いができてやっているのですか。全然こんなこと言っていないよ。

(環境)管理課長

この財源充当部分の資料をつくるに当たりまして、およそ7月ぐらいにつくっていったわけなのですが、その中で北しりべし廃棄物処理広域連合と調整をとりまして、打合せの上これをつくらせていただいたという数字でございます。ただ、北しりべし廃棄物処理広域連合が、恐らく今言われた部分につきましては、12月に実施設計ができるような状態であろうかと思っておりますけれども、そういう中で国庫補助等が決まってくると。そういうふうになってくる中で、事業費の総額自体は決まるのですが、その年度の割り振り等が決まらない部分が出てくると。例えば当初16年度が4割、17年度が4割、18年度が2割だとか、そういう年度の割り振りがある意味では決まらない部分がありまして、その部分は、私どもとしてはどういう形がいいのかということで北しりべし廃棄物処理広域連合と相談した上、16年度につきましてはおよそ当初予算の部分、17年度はおよそその4割部分が出るだろうと。そして、18年度はおよそ残った2割部分が出るだろうと。そういう形で、その当時の知りえる情報の中で、その時点で正しかった数字なのですが、それが今、北しりべし廃棄物処理広域連合の方では予算編成に向けて、この部分につきましてどういう形がいいのか精査しているところで、その部分が確かに決まっていなくて、16年度、17年度、18年度の支払総額につきましては、およそ金額は間違いないということでございます。

佐藤委員

全くわからない。だいたい一般財源から出ているのが1億6,798万円。これを使うのが一般財源だから、これをやるにしたって、いわゆる平成16年から19年まで合わせると約2億円ちょっとです。一般財源から出す部分を上回っているのです。全く根拠のない計算なのです。

だから、北しりべし廃棄物処理広域連合と一回きちんとすり合わせてみてください。何も出てきてないのに、これかかるのだったら、ふかしているのではないかと私も思うでしょう。さっきの指導員体制の強化も、いらぬ要素をここにきて入れている。それから、7,000万円も入ってきている。これもゆっくりとまた聞いていきます。

1億380万円、現行のリサイクル経費入っています。職員給与費も含むと。これ今やっているお金でしょう。今やっているお金を今年から入れていくのでしょうか。リサイクルセンターできていないではないですか。なぜ今から、この中に支出として1億円も入れていなければいけないのですか。わからない。

(環境)管理課長

先ほどの2億の数字と1億6,700万円程度の違いは何なのかというお話なのですが、この部分につきましては具体的に言いますと、平成16年度につきましては、建設費の一般財源としては5,800万円でございます。それで、17年度につきましては、建設費の一般財源は6,720万円程度ございまして、その残りの930万円につきましては起債償還利子の部分でございまして、それも合わせて7,650万円ということなのです。そして、18年度につきましては、建設費の一般財源は4,250万円です。起債償還の利子分が1,950万円を予定しておりまして、合わせて6,200万円を予定している部分です。19年度につきましては2,800万円を予定しているのですが、その部分は利子分というこ

とで、その利子分が入っていると。私どもが言っているのは、一般財源としてはあくまでも1億6,700万円だということでございます。

それと、現行のリサイクル経費でございますけれども、職員給与費でございますけれども、これはリサイクルセンターの、現に資源物収集に当たっています職員が5名おりますけれども、この部分の職員の経費を見てごさいます。

佐藤委員

だから、おかしいと言うのです。今、現行やっているのでしょうか。現行そこでもってお金を出してあなた方がやっているやつを、なぜこのごみの手数料の支出の項目の中へ入れなければいけないのか。リサイクルセンターは動いていないのですよ。だから、ふかしているのではないかと先ほどから言っているわけでしょう。

(環境)管理課長

申しわけございません。天神のリサイクルセンターで行っている資源物の部分の収集関係の職員の人件費部分ということでございます。

佐藤委員

そんなことはわかっているのです。環境部の方で、今は一般会計でも出したでしょう。なぜごみの手数料の中へ入れているのだという話です。環境部長、答えなさい。

環境部長

これは第3回定例会の中でも、いろいろ私の方からも答えておりますけれども、この有料化に伴う手数料の充てる部分につきましては、これに伴う市民サービスの向上だとか、施設的な経費だとか、新規拡大経費に充てるほか、既存のリサイクル経費だとか、あるいはまた北しりべし廃棄物処理広域連合でつくるリサイクルプラザの建設費だとか、今後の維持、管理運営費、こういうことに充てるということがふさわしいだろうと。特にこのリサイクルにつきましては収集をし、それを適切にリサイクル処理をしていくということがあるわけですから、当然やはりそういったことが言えるのではないかと。そういった意味で、現行のこのリサイクル経費につきましても、私どもとしてはここに計上をさせてもらっていると、こういったこととございます。

佐藤委員

では、聞きますけれども、リサイクルセンターに手数料を当てはめるとするのは、いつ、どこで、どの機関で、どのように決めたのですか。何月何日に決められたことですか。

環境部長

これは何月何日に決めたとか決めないとかという問題ではなくて、一つはこの有料化に伴う歳入のいわゆる支出対象といいますが、こういったことに対する考え方として市として示したと、こういったこととございます。

佐藤委員

市としてということは、市長が示したということでもいいですか。

環境部長

これについては第3回定例会でもいろいろ異論はあったとは思いますが、私どもとして、この有料化に伴う歳入については、こういう用途に使っていくと、こういったこととお答えをしていると思えます。

佐藤委員

あなたが示したということでしょう。あなたは市長ではないですよ。どうなっているのですか。こんな答弁で納得ができません。

環境部長

今の私の説明は、第3回定例会の中で市長から代表質問に答える形で示したところだと思います。

佐藤委員

いずれにしても、これは来年の第1回定例会で予算の中で審議されることでしょう。今は決まっていないのだから。北しりべし廃棄物処理広域連合でリサイクルセンターを建てるというのは、それは北しりべし廃棄物処理広域連合の議員が決めましたよ。けれども、これだって、予算の中に出てこなければ決められない話でしょう。

私は最後に言いますが、一般会計の負担をごみ手数料に転嫁するという、これが目的なのです。何でもかんでもごみ手数料に入れて、そして市民に納得させると。2円ということから始まっているから、2円を正当化するために、あれも入れよう、これも入れようという話だろうと。だから、おかしくなっているのです。ふかしていただいだけふかしている。そして、これだけかかるからお願いしますと。ごみ手数料では赤字ですよという話なのです。こういうやり方はこそくです。私どもとしては納得できません。以上で終わります。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時40分

再開 午後4時00分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合に移します。

佐々木(勝)委員

まず一つは財政問題について質問します。代表質問をしておりますから、そのときに細かい点については委員会とあってありましたので、代表質問に関連する部分をもう一度聞きます。

三位一体改革の全体像について

1点目は財政問題の事項で質問します。三位一体改革の全体像が出てきていますと、こういうことで、これにかかわる評価についてはそれぞれあるということで、現段階では市長の評価も出ていました。それで、その後、この三つの補助金の関係、それから税源移譲の関係、それで地方交付税と、こういう3本柱。ここのところで補助金と税源移譲と、そのところは方向性が見えているということで受け止めているわけですが、そこで聞きたいのは、いつまで待っても、恐らく来年度の予算編成の基になるのだろうというふうに思いますので、この地方交付税の関係というのは年を越すことになるのか。それとも、ふれ込みは年内にということになっているわけですが、国の予算の関係もありますから、この予算編成にかかわるこの辺のめどを、まずその点を教えてください。

(財政) 財政課長

私ども今入手している情報ですと、国の予算編成の最終的な決定は12月24日になるのではないかと、この閣議ぐらいになるのではないかと。その前に地方財政対策が決着するのは、正式に閣議決定されるのは12月20日。その前の12月18日ごろに一定の決着をするのではないかと考えております。その後、その中身についていろいろ資料が出てきてございますので、実際、我々が予算編成の資料として使えるぐらいまでになってくるのは、やはり委員がおっしゃるとおり年末ぎりぎりか、年を明けて、その後の年明け早々になるのかなと、そういうふうに考えています。

佐々木(勝)委員

この今議会の中で一定の方向性みたいなものを、赤字予算の16年度分決算の見込みを含めて、具体的なものが少し見えるのかというふうに思うのだけれども、そこで個別のところについての評価というものはいかがなものかというふうに思いますけれども、一つは今の補助金、それから税源移譲の関係、その部分についての評価といいま

すか、期待するところといたしますか、このところいえる範囲でけっこうです。

(財政) 財政課長

今回の全体像の中で、具体的に補助金の名前とその税源移譲の対象額が見えたと思っておりますのは、義務教育国庫補助負担金の17年度の4,250億円と国民健康保険の負担金の7,000億円、ここまでございまして、その他残りは計算しますと2,100億円というかなり小さなレベルなのですが、これの中身については、今、財務省が予算の査定中ございまして、その査定最中には額と項目を示せないということで、今のような全体像の中身になっているということで、市町村に關係する補助金については具体的なものは今はほとんど見えていない、それが実態であります。

佐々木(勝)委員

そういうこともあるので、今度、市の17年度の予算編成もめどが立たないわけであります。前にもシミュレーションしてみても、こういう話も出ました。そこで、地方交付税は、今、姿が見えつつありますけれども、たしか昨年度は、本市議会も含めて14年度ベースを確保するというのであったかに私は記憶しているのですけれども、それがそのベースにたどり着かなかった。こういうことで押さえているのですけれども、その辺どうですか。

(財政) 財政課長

地方交付税、臨時財政対策債含めて国の総額も、一応トータルでは15年度は落ちていますが、15年度ベースが確保されればというの、今の地方としての考え方でございます。というのは、15年度に比べて16年度が2兆9,000億円という大幅な減がありまして、それまではほぼ横ばいから微増という状況で来ておりました。地方六団体としては15年度ベースを確保したいという、そういう気持ちはございます。

佐々木(勝)委員

つまりそうすると16年度、こっちからいう地方交付税、これを打ち出すのには、今度17年度に向けて、小樽市の場合は15年度ベースを確保するということになるのですか。それとも、16年度を確保するとかいう押さえでいいのか。私の方では、落ち込んだけれども、16年度は何とか確保したのだというふうに押さえ、次年度は最低でも16年度ベースをキープしていこうと、こういうふうに押さえるのが妥当なのかなと。こういう押さえで、その辺のところはどうですか。

(財政) 財政課長

多いにこしたことはないですが、ただ15年度ベースをこのまま維持できるかということになると、これは国が地方財政対策をつくる上で地方税をどれくらい見るかということもありますし、大きな考え方として地方公務員を一定程度削減していくということ、それと人事院勧告がなくて給与ベースが上がっていないということ、そういうことを全部含めて考えますと、一気にこれから15年度ベースまで行くというのはたいへん難しいことだと思ひまして、地方六団体が国に対して申し上げる段階では、今の段階では16年度以上の地方交付税の確保をお願いしたいという、こういう表現になってきてございます。それが現実的な要望だと思います。

佐々木(勝)委員

わかりました。16年度以上ということで、ではそれに向かって待ちの姿勢にはなるのか、それとも、市長の見解もいろいろありましたけれども、それに向かってどう取り組んでいくのか。

財政部長

今回の地方六団体が国に対してさまざまな改革を求めるとは、国と地方との協議機関の設置ということもございまして、今、改めてこういう形が示されたわけですけれども、引き続きそれについての設置を継続して、今回詰め段階でも地方が参画して、何とか地方の実態というものを反映させてもらいたいということは強く要請しております。六団体としても、先般、官房長官にもそういう形の申入れも行っておりますし、そういう意味では、今、財政課長が申し上げましたように、16年度ベースが崩されたらもう本当に地方は大変な状況になるということで、小

樽市においてももう15年度に比較しても、あの今年の1月レベルでも12億数千万円、そしてもう今決算が出た段階で13億8,000万円とかという形の大きな差異が出ているわけですから、これ以上大幅な見直しなんていうことになる大変なことです。これはもう本当に小樽だけの問題ではないと思いますから、そういう意味では地方六団体が力を合わせて、とにかく国に強く要請をしていくと、こういうような形にはなっております。

佐々木(勝)委員

いろいろとやりとりしてはいますけれども、数値目標というのがあると思うのです。これからはマニフェストの時代ですから、そういう面で期待する数字、地方交付税、これは幾らと見ておりますか。

財政部長

期待するといいますが、とにかく多いにこしたことはございません。ですから、先ほども言いましたけれども、15年度ベースに返るといえるのは、これはもう本当に難しい問題で、触れましたけれども、地方公務員も全体でもって4割ベースの削減だとか、そういうものを国の方では前から打ち出しています。ですから、そういう意味でかなり財政計画を立てる中でも厳しく見られるのは、17年度についてもあるとは思いますが、そういう中でも、とにかく今以上の削減についてはやってもらっては困るというようなことをしっかり申し上げなければならない。

佐々木(勝)委員

わかりました。

災害時の避難について

それでは、項を移します。

自然災害の関係で、今回の台風18号並びに新潟県中越地震に学ぶということで、防災担当の方からも、今、防災計画の見直しとか出てきて、今、防災会議にかけるということをやっているということをお聞かせいただきました。それで、今回の見直しの中に経験で学ぶというか、こういうことを聞いているのですけれども、避難の段階があると思うのです。避難の段階で勧告が出る避難、そういうのに該当する部分と、それからもう一つは、今回の台風18号では自主避難という文言というか用語というか、けっきょく被害に遭われた人が避難所に向かって、勧告される間もなく動いたわけです。だから、そういうことで避難をする対応というのはどういふふうになっておりますか。

(総務)高野主幹

小樽市の場合、災害時に避難勧告という部分あるいは避難指示というシステムはあるのですが、自主避難については特にうたっておりません。

佐々木(勝)委員

そうすると、今回、台風被害に遭われて、風が来て、屋根が飛んだという、それで行動したのが2か所というか、一つは学校に逃げて、もう一つは町会の方に連絡があって、受入れ態勢が完了した。その学校に避難しに行った。しかし、その辺の経過は後で教えてほしいのですけれども、行った先の学校では非常に態勢が整っていなかった。一見たらい回しのような形になったとかいうようなことがあったというふうに受け止めているのですけれども、そのあたりの経過というか、事実経過。

(総務)高野主幹

そういうふうには避難された方あるいは学校の方のそれぞれの見方はありますが、市としましては学校に避難された方も4人います。2人の方は受け付けました。あと2人の方につきましては、どのような対応をしたらいいかということで、私どもの方にどういう形で電話があって、避難所に置いてあります携帯電話でこちらの方に校長が携帯電話を渡されて、それもちょっと定かではない部分はありますが、それで防災担当の方に電話が来た。今回の台風18号につきましては、集团的、地域的に固まっていないものですから、個別の事象が多いので、まず身寄りの方とか近くの方でありませんかという私どもの対応をしたという表現もあるのです。それに対してこちらの方はそういう部分、それからもしも行くところがなければ避難所ということのやりとりがあったようなのですが、それ

らについてのやりとりの中で、学校に行かされている状況の中から電話が来たのですが、私どもでその学校におられるという状況がやりとりの中で承知できないので、最寄りのところはありませんかということを表示したら、それで行かれたという話も聞いています。ただ、それがそういう話だということのやりとりなものですから、正確にはわかりませんが、そういうやりとりがあって、それに対して身寄りのところがあるということで行かれたと。それで、その部分のやりとりの中が、避難場所がうまく受け取れなかったという話も、また聞いている部分もあります。ただし、その部分も含めた正確なことはちょっと双方の意見がありますので。

佐々木(勝)委員

それなどを含めて、勧告されてどこどこにということがあります。ただ、一般的には、この間からの話では、学校が避難場所、それからこの間のやりとりの中で高校もその対象になると、こういうことです。だから、私が言いたいのは、この自主避難においても、一定の受入れ等避難所の関係、その辺のところのやはりマニュアルが必要ではないかというふうに思うのです。現場では混乱しているわけです。話に聞いたら、その学校はだめだからと聞いたとかという対応。今の話なら、対応はそれなりにしたのだと思うのです。しかし、そういうことで、学校が避難場所になって、そしてその受入れ態勢をつくる。そして、避難所の体制づくりをするためには、学校という一つのシステムの中に、やはりだれが、何を、いつ、どうするのかというあたりの部分も明確にする必要があるのではないのかというふうに思います。その点については。

総務部長

今、おっしゃっていることは、避難勧告であれば市の誘導でやりますから、当然避難所のところの開設も全部手配をして避難勧告をするということでございます。問題は委員のおっしゃっている自主避難のときに、これは全く我々もちょっと予測つかない、まだ連絡も入っていない。そういう状況に、本人が、自分のところが危ないと、自主的にやるものですから、そこに例えば避難所を開設したとしても、行ってもだれもいないということもよくあるものですから、そういうときにどうするかというのは、全く申しわけないのですけれども、ちょっとそこら辺は我々の方も盲点だった部分があるのです。

それで、市長の方からも答弁させていただいたように、それぞれの役割分担、そういうもののマニュアルをつくるということも今やっていますので、それでそういう避難所のときにはどうするのか、実際避難をさせるときのマニュアル的なものをつくって、町内会長だとかにどういう協力体制をしていただくのか、そこら辺を少し整理して作り上げていきたいと思っています。

佐々木(勝)委員

各方面から検証するというのですから、いろいろと検証するに当たっての問題点も情報収集して欲しいと思います。

フリーター、ニートの実態把握について

若年者の問題で、若者雇用では就労対策の関係でフリーターとニートの問題、これについて答弁をもらいました。本当にフリーター、ニートというのはもう新しい言葉であって、表現上からすれば大きな社会問題だと。非常に貴重な人材なのだけれども、生かされていないと、こういうことで表現されています。実態としてはフリーターが217万人、ニートと言われる人が52万人という数字が出ている。その根拠というか、それはいろいろあるのだろうと思うけれども、発表するところは大きなところですから、ですからそれだけのものをつかむことができるというその根拠を、まずこのところを確認しておきます。

(経済)商業労政課長

ただいまのフリーター、ニートの実態把握ということですが、今年の経済産業白書によると、フリーターは全国で217万人、ニートについては52万人。2003年度で15歳から34歳までのいわゆる無業者ということで、国の方で推計されました。一方、ニートにつきましては、労働政策研究所の研修機構の研究員が、2000年の国勢調査を基に、15

歳から34歳の日本におけるニートの数は76万人ほどいるといった数になる、そういうふうには推計されている実態もあります。その方、経済白書の発表の折に、ニートは52万人という報告の際に、その倍はいるのではないかというような大臣の発言も記事には載っておりました。そういったニートの実態把握につきましては、ニートというのは学校にも行ってない、いわゆる就労意欲が薄いため社会との接点が極めて少ないという、そういった特徴からなかなか実態把握が難しいのかなというふうには考えております。

それと、フリーターは逆に社会的にはかかわり合いを持っているために、あるいは積極的に持とうとしているために、いろいろ求職活動をやっているのですけれども、なかなかミスマッチなど、そういった問題もあるにせよ、なかなかアルバイトだとかパートでしのいでいるという、そういった実態なのかなというふうには考えております。

佐々木(勝)委員

フリーターの中にニートが入っているというふうな記載がないと思うのです。ニートという一つの固まりというか、そういう労働力の関係で、フリーターというのはフリーターの役目をしながら、労働環境の部分で買い手と売り手との関係で、どうしてもそういう形になっていく。将来的なことを考えればということの中で、ニートというのはそのところが非常に問題なところだなと思うわけです。自治体として、では小樽の場合は、北海道の場合は、本州の場合とまた違うのではないかと思います。観光客の入込み、出入り、これはそれなりのデータを基にしながら数を出している。そういうふうなつかまえ方というのは無理なのかなと、小樽の部分は実態をつかんでいこうと思えばつかめるのかどうか、フリーター、ニートの関係について。

(経済)商業労政課長

なかなか小樽の実態というのは把握することはかなり難しいのかなという、そういった状況にはあろうかと思えます。ただ、ハローワーク小樽管内の、いわゆる高校の卒業者の就職後の離職の状況というのを調べたデータがあるのです。管内においては1年目でだいたい30パーセント、2年目で45パーセント、3年目に至っては約60パーセントが離職している。それはミスマッチだとかいろいろな事情があるにしても、その後また再就職、別なところに行っている状況もあろうかと思えますけれども、そういった実態であります。それで、代表質問で市長から答弁させていただきましても、私どもとしては、市内の高校の協力を得ながら、学卒者の就職の追跡調査といった形で実態をつかんでみたいというふうには考えております。

佐々木(勝)委員

結論ではないのですけれども、やはり小樽はお年寄りのことについては、けっこう痴ほうの問題も相当大きな社会問題になりながら、痴ほうの実態把握もしているわけですが、これからの子ども、若者についてはやはり貴重な財産ですから、そのところを注意深く見守りながら、働きかけるところがあれば働きかけていくと、答弁にもありましたけれども、やはり双方の人間関係をつくっていくことが大事だというふうな基本的なところはあろうかと思うのです。そういうことで、ニートの動きについては関心を持っていきたいと思っております。

信号機の新設について

小樽警察署の交通白書の関係で、信号機の新設にかかわって出ていましたけれども、数の上で結果的には公安委員会の方だと思いますけれども、毎年信号機の新設にかかわってはどのぐらいやって、今年もどれだけ出るのか、その辺のところについてわかりますか。

(市民)生活安全課長

信号機のことについてのお尋ねですけれども、これまでは例年新設で約3基ぐらいずつはついてきたと思えます。ただ、道の予算の方が、従来と比べて3分の1ほどになったということも聞いておまして、今年度は非常にそういう意味では新設が厳しいということが当初から話がありまして、16年度につきましては、今の見込みでは1基が何とか今つくということで話を聞いているところでございます。

佐々木(勝)委員

そういうことで1基ついたと。だから、申込み、すべて市も含めてかなり要望があるわけですね。それが幾つで、そして現在、去年の場合は時間差でも含めてそれも1基入っています。だから、予定をされているところ、要望しているというか、そのところの件数と実態、そういったことがわかりますか。

(市民)生活安全課長

ちょっと正確な数字を押さえてこなかったのですけれども、だいたい今年については、積み残し分を含めて20基ほど、横断歩道もありますけれども、公安委員会の方に申請を出しております。それで、結果的に1基ということで、ただ横断歩道については雪解け後、もう一度公安委員会の方で考えてみたいというお話もちょっと伺っておりますので、その辺実現するかどうかというのはまだ約束できていないのですけれども、信号機については17から20基ぐらいの要望の中で、16年度については1基と。

それから、これまでもだいたい要望していた数というのは17から20基ぐらいの範囲だったと思います。その中で三つなり四つ、昨年度新設がされたのですけれども、その後からまた新たな場所の要望も生まれておりますので、全体的な年度の要望としては20基程度ということで記憶しています。

佐々木(勝)委員

小樽警察署も含めて死亡事故ゼロを目指して頑張っている。要望は何でもかんでも信号機をつければよいというものではないと思います。ただ緑の道道天神南小樽停車場線の横断歩道橋があって見えないようなところに信号機がついているのだけれども、そういう問題もあるし、必要なところには信号機がないという。結果として1基がついたけれども、小樽市としては知りえる範囲がないというか、なぜそこについたかという部分は公安委員会が決めると、こういうことなのですね。本当に要望と実施の数、金がないということが結論なのですか。

(市民)生活安全課長

小樽市としては、この20基のうちどれを優先にということで序列をつけて出すわけにもまいりませんので、それぞれ要望が出ているところは、地域住民なり地元を含めて本当に必要なところということで出されたものですので、全体的にこういうような形で公安委員会の方に申請しているという中で、公安委員会の方は現地視察をしながら、公安委員会の方の判断で、その年度年度で信号機を設置してきているというのが実情でございます。

佐々木(勝)委員

あんしん歩行エリアの区域について

あと最後のところの部分で、「あんしん歩行エリア」の関係で聞きました。この場所の部分はもう一回確かめますけれども、小樽駅を中心にして横は入船十字街、そしてもう一つの方は稲北のところでしょうか。さらに、それを臨港線を挟んでずっとおりていく、そういうエリアというふうに押さえているのだけれども、それで間違いはないかどうか。

(建設)建設課長

あんしん歩行エリアの区域でございますけれども、上の方は国道5号です。これを真っすぐ行きまして、入船線から下に下がって、臨港線をずっと回ってきて、稲北にまた戻ってくると。このエリアの126ヘクタールが指定されております。

佐々木(勝)委員

ここに行き着く経過があると思うのです。それで、私の聞く範囲でいえば、中心市街地に関係する、それから住宅街というふうなところもあるやに聞くのだけれども、小樽はそこには当たったというか、そういう形にできたという経過について、簡単でいいのですけれども。

(建設)建設課長

採択の条件がございまして、住居系、商業系、それと幹線道路だとか交通事故の数、そういうのを勘案しまして

区域を決定しました。

佐々木(勝)委員

そうすると、小樽はもうそれ以上、あんしん歩行エリアというのは手がつけられないということになるのでしょうか。まださらに増やして拡大していくということが期待できるのでしょうか。

(建設)建設課長

なにぶんにも昨年の7月にまず指定されました。今後、どういう形でこの区域だとかが推移していくか、ちょっと今の状況ではわかりませんので、今の段階では今の指定条件というものがありますので、今後の推移を見まして、各管理者及び警察も絡んできますので、そういうところとまた話をしていかなければならないと、こういうふうに考えております。

佐々木(勝)委員

当然検証していくと、こういうことになるのですね。

安心・安全マップについて

そこで、代表質問で、それを発展的にとらえて、小樽市の総合的な安心・安全マップをつくるきっかけにできないかというふうに質問させていただきました。道路会議の協議を含めて、そこで話をしながら考えていきたいと、こういうふうなお話で、スケジュールというとちょっとまたあれなのですけれども、どのような取組方で手をつけていくか。

(市民)生活安全課長

道路の歩道、街路灯の整備あるいは交通安全にかかわるこういった全体的な安心・安全マップというお話がございましたので、職員もそれぞれ庁内分かれておりますことから、全体的な横断的な会議でなければなかなかまとめきれないという部分もございまして、道路整備会議において話題提供をして、その中で協議を進めていきたいというふうには考えてございますけれども、正直私どもの方も、まだマップの全体的なイメージがつかみきれないところもございまして、その会議の中で、それぞれマップ作成に当たってどういう問題があるのか、課題があるのか、そういうようなことを含めて、皆さんにお諮りしながら進めていきたいというふうに考えております。

佐々木(勝)委員

そういう意味で、お金のかかる話はいつも実現しないけれども、知恵を出していくという部分についてはじゅうぶん進めていただきたいというふうに思います。以上、終わります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、市民クラブに移します。

大畠委員

予定としては経済部、樽病、教育委員会、環境部、建設部と、この順番で整理をしておりますのでよろしく願いします。

フィッシュミールに関する裁判について

まず初めに、経済部に尋ねます。

フィッシュミールについてでございますけれども、平成13年の3月に裁判を起こしましてから、はや3年8か月が過ぎました。その間30数回の口頭弁論などいろいろ裁判をやっているようでございます。その中で和解案ということで、和解金も両方に提示されたというふうに聞いておりますけれども、この点についてどのようになっているのか。

(経済)産業振興課長

現在、今、委員がおっしゃいましたとおり平成13年5月から裁判が開廷しまして、その後、つい先日12月6日に

も、和解に向けた協議が行われております。その中でも、裁判長の指導の下でそれぞれに和解案が提示をされておりました。その内容につきまして、各被告側、また原告側、1人被告側で亡くなっておられる方がおりますので、相続財産管理人が弁護士ですが入りまして、その三者で、被告側は訴訟の代理人と相続財産管理人、また原告側はこちらの代理人で行われておりました。次回につきましては1月31日の13時30分から行われることになっておりますが、その中でまたそれぞれ各被告側の意向等をどういう形でしたらいいかというのと、それを踏まえて原告側はどうするのかということが、裁判長の指導の下で和解に向けた協議が行われることになってございます。

大島委員

私もこの公判の中で、市の高橋元経済部長、それからまた大谷元助役、この証人尋問をこの前傍聴に行っておりました。そういう中で、もうそろそろかなと実は期待をしていた部分と、いったい金額はどのぐらいで和解金が裁判所の方から示されたのか。そして、12月6日に行われたと、今、報告がございましたけれども、そしてまた、この次は1月31日ということでございますけれども、結審の見通しとしてはどのように考えているのですか、聞かせてください。

(経済)産業振興課長

和解に向けた協議が進められたときに裁判長が指導を發揮しまして、その中でそれぞれの今までの裁判を踏まえて、裁判長としての裁判所の和解案の提示をそれぞれ各原告側、被告側にされたということです。その中では12月6日に行われたときに、確かに被告側につきましては1人亡くなって、相続財産管理人が入っておりますので、その中で被告側でどうしても調整しなければいけないことがあるということもありまして、その中で1月31日になりましたけれども、その部分の内容をどういう形でいくのかということにつきまして、金額につきましてはちょっと今裁判の和解のこともものですから、控えさせていただきたいと思っておりますけれども、1月31日に被告側がどういう形で示すかというのを前向きに行っていただいているところでして、それを踏まえまして、原告側も31日にどうなるのかという部分をしっかり見据えながら態度を決めたいということとなると考えております。

大島委員

今の答弁で金額については申し述べられないと、そういう答弁でしたが、それはそれでけっこうです。しかし、1億五千八百何十万円かに対して、示されている金額というのは15分の1程度というふうに漏れ聞こえてきます。そうしますと、15分の1ということになれば1億5,800万円ですから、恐らく皆さん見当がつく。これでいいのだろうか、非常に私は疑問に思っているのです。これで市民が納得がいくのか。今、これだけ市の財政が大変だという中で市民に負担をしていただいて、そしてなおかつまた今回の5,000万円に近い金額の使用料等の値上げについてやっていく。そういう中で、この金額で納得がいくのだろうか。私は毎回同じことを言いますが、あまりにもひどすぎると、そのようにいつも思っております。

そして、過去の資料をいろいろ調べてみました。私はそのころ2期目の最後か3期目の初め、平成7年ごろに、どうもフィッシュミールの問題がおかしいということで取り組んだ経緯がございます。そして、いろいろ調べているうちにやはりおかしいと。そして、資料を要求すると、当時の磯谷商工課長でしたが、記録がない、記録がないということで、ずっとないない尽くして来ました。部長も同じでございます。そして今、これ平成13年の3月の議会に示されました資料なのですけれども、見ますと、昭和63年当時、経済部次長でございました現在の市長が一番よくこの内容を知っているような気が私はいたします。と申しますのは、このフィッシュミールの清算の問題はたしか平成2年だったと思います。そうしますと、当時の山田経済部長は昭和63年から平成2年まで経済部次長、そして7年から経済部長というふうになっております。そして、今、ここに座っておられる幹部の皆様方、市長以下助役、財政部長、現経済部長。それから、裁判が起こされました平成13年、このないない尽くしの資料が出てきたと、しかし裁判を起こすにはどうしても足りない資料があるということで深くかかわった、当時の経済部次長の現議会事務局長。

私は日ごろ、このことは組織ぐるみの隠ぺいだったのだなと、今、振り返ってそう思って見ております。しかし、時効がもうすぐだよということで再三議会で議論されまして、ようやく踏みきったと。これも今の道警のことと比較して、やらないやらないと言っていたのが、今日の新聞を見ますと、何か担当の総務部長が、いや、実はありましたというような記事も今日読みましたけれども、どうも私は今日の道新を読んで、フィッシュミールの問題とダブってなりません。12月6日に結審ができなかった、その理由は何なのですか。

(経済)産業振興課長

被告側に今1人亡くなった方の相続財産管理人がおりまして、あと被告側の代理人、弁護士がおりまして、その間でもう少しその部分時間が欲しいということで、裁判長の下でその話がございましたので、それについて次回1月31日までには何とか日程、しっかり被告側の調整をしますからということでしたので、その意味では12月6日につきましては、次回審査できるかどうかという部分を裁判長の下でじゅうぶん確認をしながら、1月31日という日程を決めさせていただいたところでございます。

大島委員

財産相続のことで相続財産管理人ですか、これも亡くなられた方も私はよく存じております。フィッシュミールの方々の保証人になられた方々も、私もよく承知しております。これやはり遺族にしても、片やこれだけの多額の補償をしているから、なかなか相続しても余るほどあるのならいい。けれども、プラスとマイナスがありますから、やはりそういう面で放棄をしたのだらうなと、そのように思っております。いずれにしても、長いこと続いておりますので、私はいつも市民が納得する額で和解をしてほしいと、そのように訴え続けてきておりますので、まず一歩でも二歩でも、それに近づくように期待しておりますが、部長いかがですか。

経済部長

何点かご質問がありまして、実は答えましたとおり、9月10日に、裁判長の方から初めて和解金額を含めた和解案が示されて、それから何回か協議をしております。金額についてはたいへん申しわけありませんが、ここで申し述べるのは控えさせていただきますけれども、その後、何回かの議論の中で被告側も、今、話がありましたとおり全部が一本化で弁護士に集まっているわけではなくて、残念ながら亡くなった方の相続人が1人別個という形で、ちょっと調整に時間がかかりました。それで、現在、その案に基づいてかなり進展した議論になっています。先ほど委員からめどのお話がありましたけれども、次の1月31日、若しくはその次ぐらいが、ある意味では今回の裁判の一つの整理ができる時期になるのではないかという、そんな観測は持っておりますので、我々としてもそういう形で臨んでいきたいと思っております。

大島委員

フィッシュミールの問題については和解が成立してから、私はほかの場面で整理・総括をしたいと、そういうふうに思っています。

祝津の秋の感謝週間について

続きまして、観光事業課。

毎年秋に、小樽の祝津の観光組合が秋の味覚まつりをやっておりました。どういうわけでやめたのか私は存じませんが、今年は趣向を変えてやりました。やった結果、関係者、協力店のお話を聞きますと、いろいろな面で問題があったように聞きます。ポスターの問題、あるいはまたお客様に配るアンケート用紙の中に期日の印刷漏れがあったり、慌ててそれにシールを張ると。それももう始まって一日、二日たっていたと。そのようなことでやっても、たいへん後味が悪いなというふうなお話を聞きました。それを聞きますと、市の観光事業課の方にはそれに当たって何も相談がないということでございました。しかし、もし来年もするとすれば、ぜひそういう相談は企画があるというふうに聞いたときに、企画の段階から計画にかかわっていただきたいと、そのように思っております。

そしてまた、アンケートの集約をしたというふうに聞いておりますけれども、市の方にそのアンケート用紙等を集計したものが来ているのかどうなのか。そしてまた、来年度そういう計画があれば、市の方としても協力する体制があるのかなのか。その点について伺いたいと思います。

(経済)観光振興室観光事業課長

今、委員がおっしゃられたのは、小樽祝津・秋の感謝週間ということで、本年10月1日から11日まで11日間行った行事です。それで、平成14年まで行っていました秋の味覚祭とはちょっと趣向内容が違ったイベントで、祝津の組合が主導するのではなくて、組合に入っている7店、食事を提供できるお店、水族館、ノイシュロス、それから群来陣等、そういうお店が中心となりまして、アンケートを兼ねたイベントを行ったということで、今おっしゃるとおりです。

それで、実際には9月16日の段階で、市の私の方に出席依頼があったことは事実なのです。それで、私は出席できませんでしたので、代理が出席しておりました。ただ、イベントの内容がもう固まっておりますので、その際には協賛とか後援とかというお話は直接にはございませんでした。ですから、来年、先方が同じようなイベントをやるということで、ぜひ参加ということになれば、市としてもイベントの内容とか組立て、そういうことの企画の段階で何らかのお手伝いできることもありますので、要請があれば早い段階で事業者の方々と内容について話をしたいと思います。

それから、アンケートにつきましては、せんだって事務局であります水族館の方から、私どもの方に参っております。

大畠委員

私は、今年は失敗だと思っているのです。アンケートの中にそういう期間、日にちも入っていないのが何万枚も刷り上がるということは、やはりそうだと。そして、それを張るのにそれぞれのお店がたいへん手間がかかったと。そしてまた、いや、来年はもうおれのところは参加しないのだということも聞いておりますので、そういうことのないように、企画の段階からぜひ協力をお願いしたいと。協力するということですから安心しておりますので、よろしく願いいたします。

病院給食委託にかかわる雇用について

それから、市立病院について尋ねます。このたびの予算の中で病院給食にかかわる委託料ということで、1億7,720万円が計上されております。現在、この病院給食にかかわる職員数、種別、市の職員、嘱託職員それから臨時職員と分けてお聞かせください。

(樽病)医事課長

現在、病院給食にかかわっている職員数のお尋ねでございますけれども、管理栄養士4名、正職の給食調理員13名、臨時の栄養士が1名、調理に関する嘱託職員が21名、調理に関する臨時職員が1名、それから事務の嘱託職員が1名、計46名で運営しております。

大畠委員

46名それぞれ今の病院給食にかかわっていると。そうしますと委託をする場合には、正職員はそれぞれ配置転換があると思いますけれども、残された臨時あるいは嘱託の職員はどのような扱いになるのか、身分について聞かせてください。

(樽病)医事課長

現在働いております嘱託、臨時職員等は、私ども新しい委託業者が決まった場合には就労を、当然新しい契約先が余剰人員を抱えているわけではございませんので、小樽市内で求人ということになるとと思いますので、その場合には現行働いているそういうパート、嘱託、臨時職員をお願いするということで、そういう方からお願いしたいというふうに考えています。

大島委員

そうすると、正職員については配置転換、そしてまた臨時職員については委託先をお願いをするということですか。そうすると、当然雇用条件は変わってきますよね。それはこの予算の中で、人件費等についてはどのように考えているのですか。

(樽病)医事課長

今回の予算を見積もった中で、当然委託先から、栄養士それから調理師という部分は委託先の正職員という形で派遣されると。それで、市立小樽病院の給食を請け負った場合に、一般的にパート職員は何名くらいいるかということ各社から出されまして、それを検討した結果、一応パート職員が33名くらいは要るだろうということで見積もっております。

大島委員

パート職員33名。そうすると今の報告では、今、かかっている人が栄養士を含めて46人と。そうすると、まず現体制からいきますと13名減になりますよね。

(樽病)医事課長

今言いましたのはパート職員が33名で、委託先の正職員として栄養士4名、調理師6名、計10名で、合わせて43名を今回の予算の見積りの中で計上しております。

大島委員

そうすると、パート職員の給与というのはどのように計算されますか。

(樽病)医事課長

パート職員に関しましては、1時間単価770円で見積もっております。

大島委員

時給770円ということになれば、最低賃金は、今、業種によって多少違いますけれども時給638円、その程度です。そしてまた、市内のいろいろな飲食関係の給与関係を新聞等で見ましても、今700円が主流になっております。今度770円を見込んでいるのだということですが、これは委託先に要請するのですか、しないのですか、その点について聞かせてください。雇用条件について。

(樽病)事務局長

その辺は単価を幾らに設定してくれという言い方ではなくて、我々としてはこのくらいのスタッフで考えているということで、その細かな単価までの条件づけというのは今考えておりません。

それと、一応予算額ということではなくて、今回の予算は債務負担行為の限度額ということで1億7,720万円をお願いしているのですけれども、それで770円の考え方というのは、これは来年1月中旬に見積合せを考えていますが、その辺再度また精査しなければならないというふうに考えていますが、ちなみに我が参考にしましたのは、ハローワークで出しています平均賃金ということで調理人、去年はこれは4月から8月の平均だと思っておりますけれども740円、今年度が720円になっています。それから、北海道平均で見ますと、今年度820円になっている。そういったものを参考にして、1億7,720万円を見積もったときのパートの賃金が時間当たり770円ということで、一応設定したと。これは、今後また精査してまいります。

大島委員

世間はたいへん厳しいです。そして、まして嘱託にせよ、臨時にせよ、市の調理員ということで、これは皆さん方ご承知のように、世間の相場から見ますと非常に時給が高いです。そういうことから、果たして引き継いでくれといってもどれだけの方が再雇用をするのかなど、ちょっと危ぐをしております。いずれにしましても、雇用状況が非常に厳しいということは皆さん方も承知していると思っておりますけれども、再認識をしていただきたいと、そのように思います。

電動生ごみ処理機の助成について

質問を移します。

それでは、環境部に尋ねます。

昨日一般質問でも市民クラブの森井議員が10月の末の視察の話をしましたように、四国の上勝町というところを訪問いたしました。ここは徳島市から車で40分、かなり山合いでございます。世帯数が1,200少しというようなたいへん山間部の棚田のあるまちで、もう一週間遅かったら台風に巻き込まれたなというようなところでございましたけれども、そこでいろいろお話を聞きました。これは9月の第3回定例会で公明党の斉藤陽一良議員が質問しております。助成について電動生ごみ処理機についてどうなのだということで質問をしたところ、アンケートを見ても非常に評判が悪いというような答弁を担当課長がされておりますけれども、その根拠は何なのか、それを示してください。

(環境) 廃棄物対策課長

第3回定例会におきまして、電動生ごみ処理機の助成に関する答弁をさせていただいたところなのですが、その根拠についてでございます。その根拠につきましては、環境省の外郭団体であります食品のリサイクルに係る研究会におきまして、その電動生ごみ処理機のやめた理由等が記載されておまして、それらを参考にしまして答弁させていただいたところでございます。

大畠委員

それはいつの時期のですか。

(環境) 廃棄物対策課長

事業の時期につきましては、2001年の農林水産省の一環の事業の中で行われたものでございます。

大畠委員

現状の電動生ごみ処理機の状況をご存じですか。

(環境) 廃棄物対策課長

現況の生ごみ処理機の状況でございますけれども、生ごみのリサイクルに係るいろいろな各種の雑誌がございます。そのような中では電動生ごみ処理機の行方と申しますか、事業者におきましてもなかなか売れないですとか、今後の技術開発の関係等を研究しなければならない。それから、においの関係等ということで、かなり電動生ごみ処理機につきましては、市民と申しますか、国民全体の中で少し敬遠されているのではないかというような判断もございまして、市としては電動生ごみ処理機の状況としましては、生ごみの減量にはなりますけれども、助成の対象にはならないというような考え方で押さえております。

大畠委員

今一番改善されているのは電動生ごみ処理機。これは関係の新聞や何かを見ても出ております。そしてまた、売れているのです。どんどん改善されております。そういう中で2年少し前の資料を基にして、においが出る、臭いとか、これはやはり私は納得できません。

と申しますのは、上勝町で先ほども申しました世帯数の98パーセント、980台のこの生ごみ処理機を導入しております。これは肥料化です。大変な数です。これはもちろん助成もしております。1万円で助成をしたそうです。そして、その受けた方は5年間は再度受けられません。そしてまた、例えば飲食店だとか病院、そういうところは共同で大型のものを据えつけている。これはいろいろなメーカーも試したけれども、一番いいメーカーというか、希望に合ったメーカーがあったので、そこと交渉して、そしてまた、日々こちらの参考資料をどんどんメーカーに送って、どんどん改善された結果、980台の導入があったと。ここは生ごみは一切出しておりません。生ごみは自分のところで処理をする、そういうシステムになっております。

今、ごみの減量化が盛んに言われております。一番問題なのは水分を含んでいる生ごみだと、そのように皆さん

が答弁されておりますので、この際、ぜひ電動生ごみ処理機の助成についても再検討していただきたいと。これは確かに助成はする、そのかわり処理費がその分安く上がると、そういうメリットがあると思いますので再検討していただきたいと思いますけれども、いかがですか。

(環境) 廃棄物対策課長

電動生ごみ処理機の助成についてでございますけれども、先日行われた有料化の説明会の中では特にご要望はなかった事案でございますけれども、ただいまの大畠委員の上勝町の事例等を参考にしながら、小樽市が電動生ごみ処理機の助成をすることについて検討してまいりたいと思います。

大畠委員

私も12月16日を楽しみにしているのです。精算をしてみて余裕が出たら、ぜひ一番先に電動の生ごみ処理機を買って、そしてにおいが臭くてだめだという課長に対して、いや違うぞということでデータを送りますので、ぜひ検討していただきたいと思います。終わります。

委員長

市民クラブの質疑を終結し、れいめいの会に移します。

大橋委員

教育委員会と、それから台風の問題について質問します。あとは後の機会に回します。

小樽の学力水準について

それで、まず教育委員会の方なのですが、先日、世界の学力水準に関する調査が出されました。これによると日本の水準が低下しているということを言われました。私がPTAとかに携わった時代、潮陵高校がどうしてこれだけ大学に行くのが少ないのだということで話がPTAの中から出まして、そのとき校長が明快に言っていたのが、小樽の中学校の学力水準が低いから潮陵高校で直しきれないのだと、そういうことを申しておりました。現在、小樽の学力水準というものについて、教育委員会はどのような考え方をされていますか。

(教育) 指導室長

今、生々しいお話が出てまいりましたが、とりわけ各小中学校におきましては、それぞれの学校において自校の教育活動をどのようにやっているか。例えば評価につきましても、ちょうど今、通知票などを届けたり、またその作業をしてございまして、特に中学3年生が三者面談など、保護者と会って話をする機会がございます。そういう中で、とりわけ評価にかかわってもじゅうぶん説明をしながら理解を得るようにということで、話をしております。そういうことが、今、当面大事なことなのではないかというふうに考えてございます。

大橋委員

授業の公開について

教育問題をやるときに、地域に開かれた学校ということと、それから父母に開かれた職員室ということで、それを常に念頭に置いてやっているのですけれども、授業の全市一斉公開、それについて質問をいたしました。その中で、地域への授業の公開については、学校評議員や町内会の方々に積極的に公開するよう学校に努力をいただいておりますという答弁をいただきました。これは、以前は公開授業をするなんていうのは小樽では大変なことでありまして、やった学校は本当に大変な努力で開いたわけですが、その辺が答弁ですと前向きになっているのかなという感じはするのですが、具体的にはけっきょく小樽の小中学校の中で、そういうふうに授業の公開を学校評議員や町内会の人も来てもいいよというような形でやっているところはどの程度ありますか。

(教育) 指導室長

実は今回12月に校長会議が開かれまして、その中で各校長会には4月以前の段階から、委員からも前回、昨年でしょうか、ご質問をちょうだいしまして、その趣旨を踏まえながら、それぞれで地域の皆さんに公開をお願いした

いと、校長会からはそれぞれできるところからやっていこうという前向きのお話をいただいていた経緯がございます。その経緯を踏まえまして、今回の12月の校長会議におきましては、私どもどういう実施状況にあるかということでの調査をさせていただきたいということで話をさせていただいております。その調査を待ちまして状況が見えてくるかと思いますが、ただ学校だよりなどを見てございますと、先月も既にある中学校では、最寄りの校区内にある小学校を含めて、案内を出して参観をいただいた。また、小学校でもそのようなことを始めたということを知ってございまして、数字的なことは言えませんが、確実にそういう動きが校長会の中で進んでいるということがございます。

大橋委員

それでは12月の調査待ちということになると思います。これはぜひ進めていってほしいなというふうに思うのですが、倉吉市などの場合は市内を四つのグループに分けていまして、それで授業の公開日を市の広報で知らせています。ですから、市内の人たちがどこの学校、つまりどのグループの学校でも公開授業を見に行けるというところまではっきりとして制度としてやっておりますので、その辺のところまでやはり目標としていただければ、いろいろな学校に見に行けるのかなとそんなふうに考えます。

学校選択制にかかわっての今後の見通しについて

それで、今、学校を見に行くことが必要だと、また市民や親はそういうのを見る権利があるのだということで話しているわけですが、いわゆる学校評価、そういうようなものに関連しまして学校選択を自由にできるということ、導入してほしいということ、前から申し上げているわけです。

今回、統廃合に絡みまして、統廃合によって従来の長く続いた枠とありますが、ここの地区の人はこの学校へ行くのだよというのが崩れたわけです。それで、親たちもどうやって子どもたちを通学させようと、そういう問題が新しく発生したわけですが、通学の問題というのは、これは通学距離の問題だけではなくて、要するにどういふところに行ったら通学しやすいかという部分、通学しやすいの選択だということに思うのです。通学しやすいの選択というのは、人によってバス通がしやすいという人もいますし、いわゆる商店などで親の仕事場、そういうところから行くのが通学しやすいという判断があるでしょうし、それから祖父母とかがいる人などの場合には、親がその祖父母のところへ毎日届けることによって、その祖父母のところを起点にして通学するのが通学しやすいということもあります。ですから、今回そういうふうに地域の学校とか、そういう前提が崩れてきていますので、そういう通学のしやすさを親が選択できること、これが一つの学校選択であると、そういうふうに思います。その中で授業参観とか、そういうことがあることによってどの学校がいいというような、そういうこともまた親が見ていけるのかなと、そういうふうに思っております。

そういう部分でいわゆる学校を親が選ぶ権利を持つ。それによって学校もまた努力をしていかなければならない。人気のある学校、人気のない学校は必ずありますから、それをしないと、本州みたいに私立の学校に金持ちの子どもが行って、それで金持ちの子どもだけが学力が高くなるという現象が起きてきます。ですから、そういうふうにならないように公立も動いて、もっと柔軟性を持ってほしいと思うのですが、ただ現実問題として教育委員会の方では学校の教職員の配置の問題だとか、そこに踏み込めない問題があるように聞いていますけれども、なぜ学校選択制になかなか踏み込めないのか、それから踏み込む場合にこれからどういう展望が持てるか、その辺を一括してお願いいたします。

(教育)指導室長

学校選択制にかかわっての今後の見通しということのご質問かと思いますが、今、委員がお話いただいた中にもありますように、教育の受け手ということでの保護者や子どもたちが学校を選んでいくということが基本的な、それこそ認められるべき、言葉は言いすぎになるかもしれませんが、変化と申しますか、そういう考え方をとろうという考えが出てきているということはじゅうぶん承知してございます。そのような保護者の意識の変化と

いいですか、そういう中で、とりわけ子ども教育委員会といたしまして学校側に求めていることは、平成14年に小中学校の設置基準が示されまして、その中で保護者の皆さんや地域の方々から信頼される学校づくりを目指していきなさいということが出されてございます。そのために積極的な情報の提供をしていきますということをうたってございます。子どももこの設置基準の趣旨を踏まえて、例えば学校評議員制度等についても実施してきたところでございます。それらの種々について、今、着手したばかりでございますが、確実に保護者や地域の皆様に情報提供をすることによって、そのことを通してある意味でのさまざまな反応もあろうかと考えてございます。やはりそれを受け止めるということが次の段階かなと思ってございます。そういう中から、それぞれの学校がみずからの特色を生んでいくということが大事なかと考えてございます。

次に、道内他市におきましても、平成17年度から学校選択制についての実施が行われるところでございます。2市で行われるというふうに理解してございますが、それぞれにまた特徴があるようでございます。片方は中学校で、片方は小中学校で、また片方は全市を対象に、片方は隣接の校区ということでの状況がございまして、それぞれの状況について見ながら、また研究を進めてまいりたいと考えてございます。とりわけ理念としてそういう学校を選ぶことは、当然保護者がさせてほしいという願いと実際に選ぶことの、また違いも出てくるかもしれません。そんなものもどういうふうになっていくのだろうかということも、じゅうぶん勉強してまいりたいと思ってございます。

大橋委員

学校選択制の問題は、そういうふうに道内のほかの都市の状況、そういうものが始まったところで、また討議を進めていきたいと思えます。

台風被害の損害賠償について

それから次に、台風の専決処分についてなのですが、この中で、台風で倒木だとか施設が壊れたことによって市民に被害を与えた部分に、専決処分です。これは市民にとっては台風の被害にあった分を払ってもらわなければならないので、決して悪いことではないのですが、ただ台風被害については一般に払う必要がないという見解もあります。そんなところから、この専決処分についてどういう理由で決まってきたのか、どこに市の過失があるのか、この専決処分報告の一つずつについて教えていただきたいと思えます。

総務部長

今回の損害賠償を市が払った根拠についてですけれども、委員がおっしゃるとおり、台風等は不可抗力ということで賠償というか、支払うことはないということが一般的な考え方です。これは小樽市でも同じ考えです。ただ、その中であって、管理責任が問われるものについては内容を精査して、やはり損害賠償として支払うべきだという考えの下で支払っております。個々については例えば倒木の関連ですと、伐採をしていただきたいという周辺からの申出があって、それについては年次的に進めていくことでやっていないところが、たまたまと言ったらちょっと問題あるかもしれませんが、時期的に該当しなかったところが、台風の被害でそれぞれの車等に被害を与えた、こういうことですので、それはやはり管理責任は問われるのだろうとこういう判断で、基本的には市有財産等評価委員会の中でそれぞれのセクションから出てきたものについて審議して、これはやむをえないだろうということで支払になったと、こういうことです。

大橋委員

私が求めていたのは、1件1件を検証したいということ求めました。ただ、今の答弁はそういうことですので、1件1件を検証することについては、1件1件についてなぜ払うような理由があったのか、それについては予算特別委員会の最後の日にやり直しということにします。

それで、鯨御殿の屋根が飛んだときにずいぶん広範囲に散りましたけれども、あのときは被害はなかったのですか。

(経済) 観光振興室観光事業課長

基本的には鯨御殿の屋根は、稲荷神社側と日和山灯台部分の方に飛んだものですから、不幸中の幸いといえますが、下側部分に落ちなかったということで、敷地の中のちょっとしたものは壊れたところがありますけれども、人家の被害はなかったということです。

大橋委員

先ほどの管理責任という問題で、理由があるのだということで話されていたのですけれども、今回まず総合サービスセンターに聞きますけれども、民間からの台風被害の損害状況については、特設相談ですか、それと一般相談、その件数はどのくらいあるのでしょうか。

(市民) 総合サービスセンター所長

総合サービスセンターでは無料法律相談というのを毎週月曜日、木曜日、2回開催しております。今回、この台風18号の被害に当たりまして、市民の方から損害賠償に係る法律相談が非常に多くあったと。無料の特設法律相談というのは、10月5日と10月6日の2回開催をいたしまして、相談者は13名となっております。また、通常の相談日におきましては8名の方が相談をしております。

大橋委員

その相談内容と結果といったようなものについては、総合サービスセンターの方で押さえていて、それは発表できることなのですか。

(市民) 総合サービスセンター所長

それは弁護士と相談者の話し合いになりますので、立ち入ったことはここで答えるわけにはいきませんが、概要で申しますと、建物が被害を受けた、若しくは与えた、それから車両が被害を受けた、与えた、身体に被害を受けた、与えたと、こういったような内容でございます。

大橋委員

市民の間でたくさんもめごとがありました。家の物置が飛んでうちの方を壊したとか、それから倒木で車を壊したとかずいぶんありました。それで私どものところにも来まして、そのときは市の方の法律相談へ行きなさいということでやりました。けっきょくそういうところに行かせた部分については、加害者の方が弁償しなければならないだろうかということで、屋根が飛んで相談に行ったのですけれども、そのときは弁償する必要なしという結論をいただきました。それで、被害者の方はそれでは納得できなくて、弁護士のところへ行きました。それで、被害者の方も弁護士から弁償する必要なしと言われて、被害者の方は泣く泣く家を全部壊したという経緯がありました。それから、町会的にいいますと、町内会で所有している街路灯が倒れまして、電線にひっかって、電線がたるんで、その電線に陸送している車がひっかかりまして、乗っかっている新車が傷ついたというケースがあります。そのときは陸送業者の方から、北電と町内会に管理が悪いということで賠償請求が来ました。それもけっきょく両方も突っぱねて、向こうの陸送業者の方も法律的にあきらめました。それから、町内会で管理している中央バスのバス停の屋根が飛びまして、町内の家が壊れたケースがあります。そのケースの場合も、台風だから管理責任はないと、そういうことで払っておりません。

つまり、民間ではほとんど払っていなかった。それで市は払ったと。これからけっきょくいろいろな形で台風だとか、また来るという問題もありますし、今回1件1件検証したいというのは、今後のことがありますので、ちょっと小樽市内で市の相談窓口までが払わなくていいとやっていた問題を、市は全部払ってしまったと、そういう状況であります。

総務部長

小樽市がすべて来たものに対して払っているというわけではないのです。実際にそういう市のものでも損害を受けたという話は30件程度来ている。実際に私が冒頭言いましたように、同じく台風等々については不可抗力なので責

任はないのだということで話して、ご了解いただいたというのがあります。先ほど言ったのは、実際に常日ごろそういう申入れがあったにもかかわらず、時期的な問題とかそういうことがあって、やはり遅れていたということになれば、当然それは管理上の何らかの責任はあるのだらうと。こういうものを精査して、相手の申入れのとおり損害賠償として支払ったと、こういうことですので、1件1件ということですので、それぞれ原部がありますので、その原部から1件1件について説明するという形をとらせていただきたいと思います。

委員長

れいめいの会の質疑を終結します。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。